令和元年度 札幌市オンブズマン 活動状況報告書 2019.4.1~2020.3.31 000 0 0

> 令和2年(2020年)7月 札幌市オンブズマン

札幌市オンブズマン最終年となって

札幌市代表オンブズマン 房川 樹芳 (弁護士、平成29年3月1日~)



札幌市オンブズマンに就任して3年が経過し、4年目に入りました。私の任期の最終年度となります。これまでの経験をいかして、さらに充実した判断に努めてまいりたいと思っていますが、目下のところ、これまで経験したことのない新型コロナウイルス問題が発生してしまい、未だ収束しておりません。オンブズマン室も、執務中はマスクを着用したり、月1回の会議も延期になったりと影響が出ています。しかし、オンブズマン室は従前どおり活動していますので、市民の皆様には市政に対する苦情がありましたら、これまで同様に申立てをお願い致します。

さて、私は平成28年度の3月から就任したのですが、その年度の苦情申立件数は100件ちょうどでした。その後、29年度は82件、30年度は77件と減少していましたが、平成31年度(令和元年度)は122件とほぼ例年の件数に戻りました。この要因は不明です。しかし、本報告書の活動概況に記載されているような地道な広報活動を続けておりますので、気にとめていただけるとありがたいと思います。

ところで、札幌市は職員向けの研修を毎年行っております。その中の新任課長向け研修として、札幌市オンブズマン制度についての講義もあります。具体的な苦情申立ての事例を紹介して、その原因を考えてもらい、今後の業務改善のヒントにしてもらっているわけです。その結果、相当数の職員が札幌市オンブズマン制度の意義を理解してくれるようになってきていると思います。そのためもあって、聞き取り調査に際しては、担当部署において事案の経緯をまとめ、それに対する見解と今後の対応について十分な整理がなされてきているように感じます。私は、オンブズマンの判断も重要ですが、職員の方々が自ら事案を整理する過程そのものが重要だと思っています。そのことによって、受けた苦情申立ての内容が自然と改善されて徐々に市政に反映されてくることを期待してやみません。

いずれにしても、札幌市民憲章にもありますように、時計台の鐘が鳴る札幌市の 市民であることに誇りを持てるように、私自身も札幌市のオンブズマンの一人とし て、最善を尽くしたいと思っています。よろしくお願い致します。

2年目にあたって

札幌市オンブズマン 八木橋 真規子 (民事調停委員、平成31年3月1日~)



昨年の春、勤務初日の朝に面談希望の申立人が来られました。私がそれまで見聞きしたことのない行政の場面の内容でしたので、こういう所でも行政と関わりを持ち、それに対しての不満や疑問が苦情となる方がいらっしゃるということを、緊張のうちに実感した初仕事になりました。

それからの1年は、申立人からの手紙やホームページからの苦情申立て、面談などを通して様々な案件を担当し、市に対して実地も含めた調査を行い判断結果を作成する一方、オンブズマン室としての調査案件の協議や、全国の苦情処理に携わる方達との会議も経験することができました。こうしたことから、昨年の初めての案件のような緊張感が和らいだかと言えばそうではなく、新件に向き合うたび、行政が当事者に行き届いていないと感じさせるのは何なのか、互いに伝えられなかったことは何だったのか、どうすればこの不満が起きなかったのだろうかと考える日が続いています。

行政は私たちの生活に快適・利便をもたらすべきものですが、全ての人が同じような満足を得られることは難しく、また、手続きやルールを踏まえて行う時に行政側がその目的を強く意識していなければ、行使する力だけが受け手に印象付けられる可能性もあります。申立人側が説明など十分に対応されたとは受け取っていないことが苦情につながる事案も多く、事案ごとの違いはあるものの、行政には、誠実に、慎重に、真摯に市民に向き合っていくことを基本に据えていただきたいと思うところです。

ある事案で、担当課の職員が初めての事態に直面して制度の整備や実施を早急に行おうと懸命に対応した過程を、調査を通して知ることがありました。行政を支えるそうした意識や意欲をもって仕事をしていても、「オンブズマンへの苦情申立て」という結果になってしまう場合の市職員の方の無念も想像できます。しかし、苦情申立てとそれに続く調査は、市民の権利・利益の保護を図ることであり、市がしっかり検証をすることによって、行政への信頼の道を開いていくのだと、是非自負を持っていただきたいと願っております。

新型コロナウイルスの感染拡大により、今後市民生活に影響が出てくることは十分予想されます。人間関係においても、感染予防の物理的距離が人との心理的距離や孤立につながり、社会への希望が持ちにくくなるかもしれません。行政に求められるものは大きくなり、それに伴う苦情も出てくるでしょう。オンブズマンとして、その苦情が市民の希望の一歩になるように注意深く受け止めながら、職務に努めてまいります。

札幌市オンブズマンに就任して

札幌市オンブズマン 原 俊彦 (大学名誉教授、令和2年3月1日~)



現役を引退して名誉教授になり、静かな日々を2年ほど送ってまいりましたが、 新型コロナウイルスの緊急事態が本格化する直前の、令和2年3月から札幌市オン ブズマンに就任し新たな仕事に取り組むことになりました。

長年、少子高齢・人口減少と、家族政策、社会保障、教育、地方創生などの関係に強い関心を持ってまいりましたが、主に統計分析などによるマクロな視点からの研究であり、行政と市民が直に接する現場に立ち会うのは初めてのことで、就任してから数か月、次々に新しい案件に出会い、市民と市の職員の双方からお話を伺い、自分でも色々と調査することで、日々新たな経験を積んでおります。

札幌市オンブズマン条例の第1条には、「市民の権利利益を擁護し、並びに市政を監視し、及び市政の改善を図り、もって開かれた市政の推進、市民の市政に対する理解と信頼の確保及び市民の意向が的確に反映された市政運営に資すること」と書かれています。

担当する案件では、市民からの苦情を受け、関連する担当部局などからの聞き取り調査などを通じ市としての回答を求め、最終的にオンブズマンとしての判断を示すことになります。市民からのお話を聞くと、もっともな苦情申立てが多く、勢い込んで調査に掛かりますが、担当部局からのお話もまた同様に疑問の余地がない合理的な回答であることが多く、新米オンブズマンとしては両者の対立・矛盾をどう解明し判断すべきか大いに悩むところです。しかし、じっくりとその対立・矛盾を検討してゆくと、両者の立場・視点の違いからコミュニケーションのズレが生じていることが分かって来ることが多く、再発防止に向けて必要な事柄も見えてくるようです。

オンブズマンは市民の代理人として、市民からの苦情をしっかりと受け止め、その調査権限にもとづき、自治体内部の資料を集め、問題を解明し、住民の救済をはかることを使命としています。その判断結果が申立人の苦情の救済に直ちに繋がるとは限りませんが、少なくともひろく行政の改善へとむすびつくように努力していきたいと考えております。

もくじ

札幌市オンブズマン最終年となっ ² 2年目にあたって 札幌市オンブズマンに就任して	て 札幌市代表オンブズマン 房 川 樹 芳 札幌市オンブズマン 八木橋 眞規子 札幌市オンブズマン 原 俊 彦
I 令和元年度活動概況··	6
2 苦情処理の状況・・・・・3 発意調査の状況・・・・・4 是正勧告等・・・・・・・5 現地調査・・・・・6 フォローアップ調査・・・	6899910
 福祉分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(令和元年度) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	
 札幌市オンブズマン制度の概 苦情処理の流れ・・・・・ 札幌市オンブズマン制度のあ 歴代オンブズマン・・・・ 	要・・・・・・・・・・・・・・・・・67 要・・・・・・・・・・・・・・・・67 ・・・・・・・・・・
5 札幌市オンブズマン条例 ・	

I 令和元年度活動概況

1 苦情申立ての状況

(1) 苦情申立て件数と受付総件数

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間に、オンブズマンが受け付けた苦情申立ての件数は122件で、前年度より45件(58.4%)増加しました。

表 1 年度別苦情申立て件数、受付総件数(過去5年分) (単位:件)

年 度	27	28	29	30	元
苦情申立て件数	130	100	82	77	122
問合せ・要望等	639	765	681	572	586
受付総件数	769	865	763	649	708

(2) 苦情申立ての手段別状況

苦情申立ての手段別では、ホームページからの申立てが 49 件 (40.2%)、次いで来 訪によるもの 47 件 (38.5%) となっており、これら 2 つで全体の約 80%となっています。以下、郵送 22 件 (18.0%)、ファクシミリ 4 件 (3.3%) となっています。

表 2 月別手段別苦情申立て状況

(単位:件)

年月		申立て	手段内訳				
	71	712	来訪	ホームへ゜ーシ゛	郵送	ファクシミリ	
平成 31 年	4月	5	0	1	4	0	
令和元年	5 月	14	5	6	3	0	
	6 月	10	4	4	1	1	
	7月	10	3	4	2	1	
	8月	8	4	3	1	0	
	9月	7	2	5	0	0	
	10 月	10	5	3	2	0	
	11 月	11	7	3	0	1	
	12 月	8	6	1	1	0	
令和2年	1月	11	2	5	4	0	
	2 月	11	3	5	2	1	
	3 月	17	6	9	2	0	
令和元年	度合計	122	47	49	22	4	
【参考】前	年度合計	77	27	27	17	6	

(3) 組織別・項目別状況

苦情申立ての件数を組織別に見ると、区役所が最も多く、58件の申立てがありました。次いで、保健福祉局(12件)、都市局(10件)となっています。

表3 組織別・項目別苦情申立て状況(平成31.4.1~令和2.3.31受付分)

組織	件数	構成比	項目
総務局	6	4.9%	その他の市の業務6件
財政局	5	4. 1%	市・道民税3件、その他の市の業務2件
市民文化局	6	4. 9%	戸籍・住民票1件、業務入札1件、 その他の市の業務4件
スポーツ局	2	1.6%	体育施設 2 件
保健福祉局	12	9. 8%	障がい者福祉4件、国民健康保険1件、防災1件、 特別障害者手当1件、老人施設管理1件、その他2件、 その他の市の業務2件
子ども未来局	4	3.3%	児童相談所2件、保育園認可1件、その他1件
経済観光局	2	1.6%	その他1件、その他の市の業務1件
環境局	1	0.8%	その他の市の業務1件
建設局	2	1.6%	カラス対策1件、その他1件
都市局	10	8. 2%	市営住宅7件、違反建築指導2件、宅地開発1件
水道局	3	2. 5%	水道料金3件
病院局	2	1.6%	その他の市の業務2件
消防局	1	0.8%	防火指導1件
区	58	47. 5%	
市民部	4	3. 3%	戸籍・住民票1件、地区センター1件、その他2件
土木部	14	11. 5%	道路維持・管理6件、雪対策・除排雪5件、 カラス対策2件、公園管理1件
保健福祉部	40	32. 8%	生活保護 29 件、障がい者福祉 4 件、国民健康保険 4 件、 予防接種 1 件、介護保険制度 1 件、その他 1 件
教育委員会	5	4. 1%	図書館運営2件、学校管理2件、その他1件
市の業務外	3	2.5%	
合 計	122	100.0%	

[※] 令和元年度の組織による。2つ以上の局にまたがるときは、主な所管局に掲載しています。 なお、端数処理の関係上、割合の合計が100.0%にならない箇所があります。

(4) 分野別状況

申立てを分野別に見ると、福祉関係 (52 件)、土木・建築関係 (17 件) が多くなっています。

表 4 分野別苦情申立て状況(平成 31.4.1~令和 2.3.31 受付分)

/\ ==		令和元年度		平成 30 年度		
	分野	件数	割合	件数	割合	
福祉	生活保護、障がい者福祉、母子・児童福祉、 国保・年金、高齢者福祉、保育など	52	42.6%	30	39. 0%	
観光・文化・教育	イベント・観光・文化・スポーツ 教育・生涯学習・図書館など	7	5. 7%	3	3. 9%	
土木・建築	道路、雪対策・除排雪、上・下水道、 建築指導、市街地整備など	17	13. 9%	14	18. 1%	
環境	ごみ・リサイクル・清掃、動物 自然・公園・河川、騒音・公害など	6	4. 9%	3	3.9%	
税・財産	市税、契約管理など	4	3.3%	6	7.8%	
その他	戸籍、市営住宅、保健・衛生、産業経済、 防災・消防など	36	29. 5%	21	27. 3%	
	合 計	122	100.0%	77	100%	

[※] 端数処理の関係上、割合の合計が100.0%にならない箇所があります。

2 苦情処理の状況

(1) 苦情処理の状況

申立てがあった苦情のうち、調査結果が苦情申立ての趣旨に沿ったもの(市の業務に何らかの不備があったもの)が 32 件 (26.2%)、市の業務に不備がなかったものが 62 件 (50.8%) でした。

表 5 苦情処理の状況(平成 31.4.1~令和 2.3.31 受付分)

	区分	件数	割	合
	1 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	32	26. 2%	34.0%
調査結果を通知したもの	2 市の業務に不備がないもの	62	50.8%	66.0%
通がしたもの	小計	94	77.0%	100.0%
調査結果を通知しなかったもの	3 調査を中止(取下げ等による)※条例第18条	17	13.9%	Λ
	4 管轄外(市の業務外等)※条例第3条	5	4. 1%	
	5 その他(1年以上経過等)※条例第16条	6	4.9%	
72 800	小計	28	23.0%	
	合 計	122	100. 0%	

(2) 苦情処理日数の状況

苦情の処理に要した日数の状況は、次のとおりです。

表 6 苦情処理日数の状況(平成 31.4.1~令和 2.3.31 受付分) (単位:件)

区分	処理日数(※)	30 日 以内	31~ 45 日	46~ 60 日	61 日 以上
	1 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	8	16	6	2
調査結果を	2 市の業務に不備がないもの	14	30	14	4
通知したもの	小計	22	46	20	6
	割合	23.4%	48.9%	21.3%	6. 4%
	3 調査を中止(取下げ等による)	16	1	0	0
調査結果を	4 管轄外(市の業務外等)	5	0	0	0
通知しなかった	5 その他(1年以上経過等)	6	0	0	0
もの	小計	27	1	0	0
	割合	96. 4%	3.6%	0.0%	0.0%
	合 計	49	47	20	6
	割合	40. 2%	38. 5%	16.4%	4. 9%

[※] 苦情申立書のみで苦情の内容が判断できないものは、オンブズマンと面談を行った日等の調査内容が確定した日を起算日として整理しています。

3 発意調査の状況

オンブズマンの発意により、「国民健康保険被保険者証の送付方法」について調査を 行いました(「Ⅲ オンブズマンの発意による調査」P58 参照)。

4 是正勧告等

令和元年度の調査においては、是正勧告や意見表明に至ったものはありませんでした。

5 現地調査

苦情の内容によっては、現地を確認し状況を把握するため、オンブズマン自身が現地に赴き、調査を行っています。

6 フォローアップ調査

令和元年度中に苦情申立てを受け付け、調査結果を通知したもののうち、趣旨に沿ったもの8件、不備はなかったがオンブズマンが何らかの要望を出したもの8件について、調査結果通知に係る改善等の状況についての追跡調査(フォローアップ調査)を行い、調査結果通知を受けて市の関係部局が講じた措置の状況や現在の状況を確認しました。

7 その他の活動

(1) 出前講座などの実施

豊平区(5月)で出前講座を実施したほか、市の新任課長研修(5月)において、オンブズマンが講師となり、オンブズマン制度についての講義を行いました。



豊平区創造学園での講義(元.5.23)

(2) 視察受入れ等



韓国蔚山(ウルサン)広域市の「市民シンムンゴ委員会」からの視察受入れ(4月)及び北海道管区行政評価局との意見交換(8月)を行いました。

韓国蔚山(ウルサン)広域市の視察(元.4.22)

(3) 広告掲載等

地下鉄南北線及び東西線車内に帯広告、東豊線の車内にステッカー窓広告を掲示しました(2月)。また、制度PRポスターを地下鉄駅に掲示した(7月及び1月)ほか、札幌駅前通地下歩行空間の大型ビジョンで制度PRの映像を放映(9月)し、地下鉄大通駅コンコース内のサッポロスマイル市政PRコーナーで、制度PRの映像を放映しました(通年)。



地下鉄車内広告の実施 (2.2)

(4) 第21回全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会



加し、国や他の自治体の行政苦情救済機関との 意見・情報交換を行いました(11月)。

総務省で開催された全国行政苦情救済・オン

ブズマン制度連絡会にオンブズマン1名が参

総務省で行われた連絡会の様子 (元.11.28)

Ⅱ 苦情申立て事例(要約)(令和元年度)

実際に申し立てられた苦情の中から、オンブズマンの活動状況を知っていただく上で参考になると思われる事例の一部を、要約して紹介します。

なお、調査結果通知後、改善等の状況の追跡確認としてフォローアップ調査を実施した事例については、市の回答を「市の改善等の状況」に掲載しています。

1	福祉分野

(1)	問合せの手紙への未回答・・・・・・・・・・・・13
(2)	BCG のヒ素混入判明後の周知 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(3)	職員の誤った説明と態度・・・・・・・・・・・・15
(4)	生活保護の支給額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
(5)	児童クラブ利用料の督促状・・・・・・・・・・・17
(6)	アパートの退去費用・・・・・・・・・・・・・・18
(7)	一時保護の際の児童相談所の対応・・・・・・・・・・19
(8)	体調を考慮しないケースワーカー・・・・・・・・・20
(9)	保育園の建設に伴う近隣住民への説明不足・・・・・・・21
(1O)	水道管凍結による転居希望に対する対応・・・・・・・・22
(11)	事業所への市の指導と職員の対応・・・・・・・・・23
(12)	特別障害者手当の再認定の際の診断書提出・・・・・・・24
(13)	日常生活用具の給付の手続きの遅れ ・・・・・・・・・25
(14)	ケースワーカーの不用意なあいさつ ・・・・・・・・26
(15)	ケースワーカーの言動・・・・・・・・・・・27
(16)	生活保護における保険金の取扱い及び職員の対応・・・・・28
(17)	児童相談所の指導終了の際の対応・・・・・・・・・30
(18)	障害福祉サービス受給者証の交付の遅延・・・・・・・31
(19)	就職の内定取消・・・・・・・・・・・・・・・32
2 観	光•文化•教育分野
(1)	プール更衣室への異性職員の入室・・・・・・・・・・33
(2)	図書の返却を延滞する図書館利用者への市の対応・・・・・34

3 1	二不・建築分野
(1)	除雪の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
(2)	マンションの水道料金過払い分・・・・・・・・・36
(3)	建築基準法違反建築物に対する市の指導・・・・・・・・37
(4)	落下物による車両損傷事故・・・・・・・・・・・・38
(5)	水道メーターの異常値 ・・・・・・・・・・・・・40
(6)	氷柱による車両損傷事故・・・・・・・・・・・・・41
(7)	駐車場出入口前の除雪・・・・・・・・・・・・・・43
(8)	道路走行時の車両損傷事故・・・・・・・・・・・・・44
4 璟	環境分野
(1)	カラス対策に関する市の対応・・・・・・・・・・45
5	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(1)	啓発物の発注に関する担当課からの連絡・・・・・・・・46
(2)	住民税額変更通知書再発行・・・・・・・・・・・・47
(3)	控除の適用要件・・・・・・・・・・・・・・・・・48
6 3	その他の分野
(1)	証明書の渡し間違い・・・・・・・・・・・・・49
(2)	法律相談の弁護士の対応・・・・・・・・・・・・50
(3)	マイナンバーカードの交付・・・・・・・・・・・51
(4)	市営住宅の管理人 ・・・・・・・・・・・・・・・52
(5)	請求書への理事長の委任状添付 ・・・・・・・・・・53
(6)	市営住宅退去時の修繕費の査定 ・・・・・・・・・・・54
(7)	プレミアム商品券購入引換券の未着に対する対応・・・・・56
(8)	災害義援金の申請受付の終了・・・・・・・・・・・57
※ 掲載	なされている市の組織名は令和元年度のものです。
※ 各事	F例の「オンブズマンの判断」に付記した【趣旨沿い】、【不備なし】は、8ページの表 5
中の) 「1苦情申立ての趣旨に沿ったもの」又は「2市の業務に不備がないもの」を示します。

1 福祉分野

(1) 問合せの手紙への未回答 (区保健福祉部)

平成 25 年に、昔に縁を切っている親族への生活支援の可否を尋ねる手紙が市から子に届いた。これが発端となって私と子は親族と関わることとなり、自分の生活が乱されることとなった。市は事情も調べず、後々のことも考えず通知を出すのは無責任なのではないか。

この手紙を契機に、私は親族に生活支援を続けてきたが、親族の不誠実な対応に不信感を持ったため、平成30年10月に区役所保護課を訪問した。対応した職員は、「当時の担当者でなく、わからないので、後日返事をする。」ということであったが、その後も返事がなかった。同年12月に、私は職員へ改めて手紙を送ったが、平成31年4月まで何の返事もない。

市の都合では私の所にも文書がくるのに、こちらからの手紙にはなぜ5か月経っても返事がないのか。今になってなぜこんなにつらい思いをしなければならないのか、納得できない。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和元年5月) 【趣旨沿い】

札幌市オンブズマン条例(以下「条例」という。)第 16 条第1項において、申立ての内容が、申立ての原因となった事実のあった日から 1 年を経過している場合には、オンブズマンは調査を行わないこととされているため、「なぜ昔に縁を切っている親族への生活支援を尋ねる手紙が子へ送られたのか」については調査できません。オンブズマンは、平成 30 年 10 月に申立人が担当課に訪問した後に、市から申立人へ「回答がなされなかったこと」について判断しました。

市の回答では、平成30年10月に申立人が来訪した後、担当ケースワーカーは、来訪時に申立人に説明した時点から新たに判明した事実等がなかったため、組織としての判断を上司に相談しないまま対応を中断し、さらに、同年12月に申立人から手紙が到達した後も、自身の判断により返信は行わないこととしました。その後、申立人から回答についての催促がなかったことなどから、本件はすでに解決したものと判断し、担当業務の引継ぎの際、後任者には引き継がなかったということです。

オンブズマンとしては、申立人の手紙に対して、伝えられる範囲で対応することは、組織の判断を経た上で速やかに行うべきで、担当ケースワーカーが上司に相談せず申立人の手紙に回答しなかったことは配慮と慎重さに欠けた対応であったと、残念に思います。

市は、申立人からの手紙への対応は組織として判断すべきであり、この点について対応が不十分であったとし、今後、申立人にはあらためて扶養照会に至る経過を含め担当課の見解について説明を行いたいとのことであるため、オンブズマンとしても、市には丁寧な対応を行っていただくようお願いします。

(2) BCG のヒ素混入判明後の周知 (区保健福祉部)

私は、子の BCG 接種において、保健センターの周知が徹底していなかったため、BCG ワクチンにヒ素が混入していることを知らないまま、子の予防接種を受けさせられた。

保健センターから送付された、「BCG 接種日のご案内」に従って、子の BCG 接種を受けたが、接種後にさっぽろ子育てアプリで、BCG ワクチンのヒ素混入についてと、ワクチンは順次新しいものに変わるという知らせがあった。

ヒ素混入について知らないまま接種したことに不安を覚え保健センターに問い合わせたが、「掲示物で周知はしていた」「安全性に問題がないため、口頭での周知はしていない」といった説明であった。接種日当日、私は、早めに接種場所の保健センターへ到着していたが、目の離せない小さな子どもを抱えて、掲示物は目に入らなかったし、職員の誰も掲示物を見るように言ってくれなかった。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和元年6月) 【趣旨沿い】

市によれば、BCG 品質問題について、市民対応の具体的な手法について各区に指示を出すことは控え、保健所から各区へ送付した Q&A に記載したとおり「原則、BCG に来た人には説明書等を用いて、新しい製品でのワクチン接種も可能である旨、ご案内をお願いします。ご案内の仕方につきましては、各区の実情に応じて、対応をお願いいたします。」としたということです。

この保健所の指導に基づいて、保健所が作成した説明文を利用した掲示物を複数箇所に拡大して掲示し、加えて、受付番号札のすぐ横に説明書を用意するという体制で周知したという担当課の周知方法は、保健所からの通知に基づき、来所者の動線を考慮し、来所したすべての保護者が一度は目にすることができるようにと考えられた上で実施されており、各区の実情に応じて判断してよいという保健所の指示に基づけば、担当課のこのような周知方法自体は問題があるとは言えません。

担当課は、利用者が通過する経路上の複数箇所の掲示やすべての保護者が必ず立ち寄る受付番号札横に説明書を配架することで、すべての保護者に周知できるものと考えており、また、接種に関する安全性についても確認できていたことから、口頭による個別のご案内までは不要であると判断していたとのことですが、オンブズマンとしては、申立人の主張するように、目の離せない小さな子どもを抱えて、掲示物等が目に入らなかったという可能性は否定することはできないと考えます。

目の離せない小さな子どもを抱えた保護者の状況を考慮すると、本件については、掲示するだけでなく、新しい製品の使用による実施日の変更が可能であることを含めた保護者への説明と、保護者が説明を聞いて理解した上で実施日について選択をする機会を確実に設けることが必要だったとオンブズマンは判断します。今後同様の事例があった場合は、保護者が不安を抱くことのないよう、適切な対応をお願いしたいと思います。

(3) 職員の誤った説明と態度 (保健福祉局保険医療部)

私の退職後、平成31年1月に2人の子どもは妻のパート先の健康保険に加入したが、 私の失業保険給付額の問題で同年4月に継続できないことになった。そこで、子どもを 国民健康保険に加入させるため、5月に担当課に電話し、経緯について説明した上で必要な手続きについて確認したところ、対応した職員からは、私の退職先の資格喪失証明 書が必要であると言われた。しかし、私は退職した際に資格喪失証明書をもらい自分の 保険手続きのために提出しているし、すでに子どもたちは妻のパート先の健康保険にも 加入しているため、資格喪失証明書をもう一度求められるのはおかしいと思い、職員に そのことを説明したが、らちがあかなかった。

そのため、直接担当課を訪問したところ、職員の上司である係長が対応した。そこで、職員の説明について問いただしたが、係長の対応は私がクレーマーであるかのような対応であった。職員にあらためて確認したところ、電話での説明が間違っていたことが分かったが職員は間違いを認めなかったため、さらに上司を出すように要望したところ、課長が対応してくれた。経緯を知った課長から、私には落ち度はないとして謝罪があり、その際、係長からも一応の謝罪はあったが、その態度には未だ怒りが収まらない。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和元年6月) 【趣旨沿い】

まず、電話における職員の説明に関し、市においては、子 2 人が妻ではなく 申立人の社会保険から脱退して国保に加入する際の手続きであるものと認識し ていたということで、双方の主張には相違があり、申立人と市といずれの主張 が正しいかについては、その場にいなかったオンブズマンとしては実際のやり とりがわからないため判断することはできません。

次に、申立人が来庁した際の係長の対応についても、実際の対応がどのようなものであったのか、その場にいなかったオンブズマンとしては判断することができません。ただ、申立人の質問の内容が市の担当者に正確に伝わらなかったことと係長の対応が申立人に不快な思いをさせたことは間違いありません。

実際に面と向かって話をしている場合でも、なかなか相手が伝えたい情報を正確に把握することが難しいことは多々ありますし、特に電話のように相手の顔が見えない場合はなおさらです。その点、市においては、今後の市民対応については、的確に市民からの問合せの内容を把握するよう努めていただきたいと思います。

また、今回の対応について、市においては、係長、課長ともに謝罪したと回答し、申立人も謝罪があったこと自体は認めています。その上で、市においては、市民に不快な印象を与えないよう、より一層親切丁寧な対応に心がけていくと回答していますので、オンブズマンとしても、市には、市民対応においてさらに親切丁寧な対応をされることを心がけていただきたいと思います。

(4) 生活保護の支給額 (区保健福祉部)

私は障がいを抱えており、障害年金を受けて実家で生活していた。しかし、事情があり転居することになったが、障害年金だけでは生活できないと区役所に相談したところ、家賃は生活保護費で出ると言われたので、現在の場所に引っ越した。

ところが、最初の数か月間だけは、保護費を支給してもらえたが、その後、「薬代が かなり多い」などという理由で急に減額になってしまった。なんとか、保護費を支給し てほしい。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和元年7月)【不備なし】

市によると、家庭訪問による実態調査にて申立人から状況を聴取し、医師の参考意見がなかったものの、仮に厚生省社会局長通知に基づき申立人の生活扶助(一類)の飲食物費相当分の75%を減額しても、要否判定は「要」となることから、いったんは生活扶助(一類)を全額計算し、過支給が発生した場合は後日返還を求めることとして、申請日からの生活保護開始を決定しました。そして、その後の家庭訪問での申立人からの状況の聞き取りと、かかりつけの病院からの病状照会の回答から、厚生省社会局長通知に基づき、生活扶助(一類)の飲食物費相当額(一類の75%)は保護費として認定しない取扱いになると判断し、このことを申立人に説明した上で、保護開始時からの保護費を再計算し、支給済みの保護費について、過支給分を返納金として認定することとしましたが、申立人からは一括で返納金を認定されると生活に困窮するとの申出があっため、担当課から分割で認定することを提案し、申立人の同意の上、月々の返納金を決定したとのことです。

この経緯から、申立人が、保護費が減額となったと申し立てられているのは、保護費と返納金が相殺されたために支給額が少なくなったものと思われます。市によると、担当課から申立人に返還金決定について電話連絡をした際、申立人から、扶助額を多く支給していたのは担当課のミスだから返還するのはおかしいとの申出があり、担当課は、家庭訪問で申立人の了解を得て返還金の手続きを進めていることを説明しています。オンブズマンとしても、生活扶助(一類)の飲食物費相当額(一類の75%)を認定しない取扱いについては、実態調査と家庭訪問での申立人への聴取、加えて、かかりつけの病院からの病状照会の回答により、厚生省社会局長通知に基づいて適正に算出され決定されており、生活扶助(一類)の飲食物費相当額(一類の75%)を認定しないこととし、過支給分の返納金が認定されたことには問題はないと考えます。

ところで、市によると、その後、申立人や家族から状況に変化があったことを聞き、家庭訪問等で申立人本人から事実確認を行おうとしていたところ、申立人との連絡が途絶えたということです。このことについて事実確認が行われれば、生活扶助(一類)の飲食物費相当額について、適正な扶助額の算定が行われることになり、支給額が変更となる可能性がありますので、オンブズマンとしても、申立人におかれましては、早急に担当課と連絡を取っていただくのが良いと思います。

(5) 児童クラブ利用料の督促状 (子ども未来局子ども育成部)

子どもの児童クラブの利用料が未納である旨の督促状が市長名で届いた。しかし、利用料の自動引落しの手続は間違いなく完了しているため、担当課に問合せをしたところ、確かに手続は完了しているが、自動引落しの申込数が多すぎて市での手続が間に合わなかったため、納入通知書で別途支払えという回答であった。

きちんと引落しの手続を終えているものに対し、市の怠慢により、さらに手間をかけて支払えとは何事か。徹底調査をお願いしたい。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和元年7月) 【趣旨沿い】

市によると、児童クラブの利用料の口座振替の手続は、各利用者が金融機関で手続した後、市に口座振替依頼書が届くまでに日数がかかる場合があることや、特に年度替わりの時期には、口座振替の手続に関する書類を含め児童クラブの利用手続等に係る書類が相当数に上り、これらの児童クラブ収納管理システムへの入力や内容確認の事務処理に相当の時間が必要となるとのことです。特に、利用料を納付していただくという手続の性質上、誤りがないようチェック作業をしており、児童クラブの有料時間帯利用申込に係る処理等も同時進行で行う必要がある状況から、それらも含めた事務処理に要する相当程度の期間がかかっているとのことです。

そのため、市としては、あらかじめ利用者向けの手引の中で、①利用する月からの口座振替ができない場合があること、②その場合には別途送付する納入通知書にてお支払いをお願いすること、③4月からの利用の場合には期限までに申込手続をする必要があることを明記し、利用者にお知らせしているとのことですが、オンブズマンがこの手引の記載内容を確認したところ、①から③の説明が他の部分に比べて特段強調されているということはなく、利用者によっては見落としてしまう可能性も否定できないと感じました。

市としては、「期限までに申込手続に至らなかった場合には、当初からの口座 振替ができず、納入通知書にて支払いをお願いすること」について、明確に手 引等に表示するよう改善するとのことなので、オンブズマンとしても、4月分の 利用料の口座振替を希望する利用者が締切日までに確実に手続を行うことがで きるよう、改善を期待したいと思います。

市の改善等の状況 ※令和元年 10 月フォローアップ調査

令和2年度の児童クラブの申込の手引「児童クラブの利用料について(保存版)」の体裁を見直し、①利用する月からの口座振替ができない場合があること、②①の場合は別途送付する納入通知書にてお支払いいただく必要があること、③4月からの利用の場合には2月28日(金)までに金融機関の窓口でお申し込みいただく必要があることについて、わかりやすく明記しました。また、口座振替手続の締切について、令和元年度の申込は3月13日(水)としていましたが、令和2年度は2月28日(金)とし、事務処理に要する期間を以前より多く確保することで、期限までに手続をしたものについて確実に処理することにしました。

(6) アパートの退去費用 (区保健福祉部)

私は生活保護を受給しているが、保護課から転居の指導を受けたため、アパートの退去費用も支給されるのか質問したところ、最初に対応した職員と担当ケースワーカーから、家賃の3か月分までは支払えるので、敷金、礼金なしなどの物件を選べば退去費用に充てられるという説明を受けた。そのため、私は生活保護の基準内の物件を探して契約し、現在、居住しているアパートを退去する旨を管理会社へ申し出た。

その後手続きのため保護課を訪れたところ、退去費用は支給できないと言われた。これまで2度に渡り、退去費用について話をしていたにもかかわらず、今さらになって退去費用を支給できないという対応は、納得できない。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和元年7月)【不備なし】

市によれば、転居費用については、生活保護の基準内の家賃の住居に転居する場合、敷金等として基準額の3か月分を支給することができますが、この敷金等に該当するのは、権利金、礼金、不動産手数料、保証料であり、これ以外の内容については、転居費用の支給の対象外になるとのことです。そして申立人から退去時精算分として請求された費用の内訳は、敷金等に該当しないことから、転居費用の支給の対象外とした市の判断には問題がないと思われます。

市は、転居費用の支給については生活保護受給者から比較的多く寄せられる相談であり、保護課の職員が「退去費用を支給できる」といった誤った説明をすることは考えにくいとの見解を示す一方、申立人は2度にわたり退去費用の話をしてきたと主張されています。双方の主張が異なることから、その場に居合わせなかったオンブズマンとしては、保護課と申立人との間で退去費用についてどのようなやりとりがあったのかがわからず、退去費用の説明の是非については判断することができません。しかし、一口に転居費用と説明した場合に、生活保護の制度について知識のない生活保護受給者が、転居に係わる一切の費用も含めて支給されると解釈する可能性は大いにあると考えます。オンブズマンは、市に対し、転居費用についての説明をする際には、生活保護受給者に生活保護の制度についての十分な知識がないことを前提に、誤解を生まない説明について工夫をしていただきたいと思います。

また、オンブズマンは、物件の契約手続き等を素早く進めてしまう生活保護 受給者が少なからず存在するように思います。市には、転居の可能性がある生 活保護受給者に対しては、転居費用の支給の可否についての具体的な内容を確 認しないうちに、物件の契約をしたり支払いをしたりすることがないよう、生 活保護上の手続きについても、念を押して、説明していただきたいと思います。

市の改善等の状況 ※令和元年 10 月フォローアップ調査

生活保護受給者から転居費用についての相談を受けた際は、「入居に係る費用」、「引越しに係る費用」及び「退去に係る費用」の違いを明確にし、わかりやすく説明することや、担当部に重要事項説明書や費用明細を提出して確認を受けるまでは、現住居の退去や新居の契約をしないよう説明することを心掛け、生活保護受給者に誤解を与えないような対応をするように周知しました。

(7) 一時保護の際の児童相談所の対応 (子ども未来局児童相談所)

私と家族が保育園に通う子どもを迎えに行ったところ、家族が警察官及び児童相談所の職員から事実無根の虐待を疑われ、周囲に他の親もいる中で聞き取りを受けたが、場所を変えるなどのやり方があったのではないか。

その後、警察官及び児童相談所の職員が自宅に来て、虐待の疑いがあり子どもが一時 保護されたことを伝えられた。私は子どもを帰してほしいと話したが、安全確認するま でに3週間くらいかかると説明され、対応した職員は私を軽くあしらったことから抗議 したところ、代わった職員は丁寧な対応をしてくれた。

私たち家族は事実無根の虐待を疑われて子どもと無理矢理引き離された。確実な証拠を示して、納得する説明をしてもらいたい。その上で、今後このようなことがないよう、 児童相談所の対応の不適切さを改めてもらいたい。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和元年8月) 【趣旨沿い】

市によれば、本件の虐待対応については、リスクアセスメントシートによる評価を行い、所内会議を経て緊急一時保護を行ったとのことです。児童虐待の認定及び一時保護は、児童虐待防止法等に則り高度な専門的知見に基づいて各関係者による会議等で下された判断の結果なされるものであり、オンブズマンがその適否について意見を述べることは適当ではないと考えます。

児童相談所においては対応が手遅れにならないよう、通告があった場合には 速やかに手続きに入ることは当然であり、本件の一時保護についてはやむを得 ないと思われますが、申立てによれば、一時保護や事実確認のやり方は、子ど もや親への影響を考えていないとのことなので、その点について検討します。

申立人は、保育園において行われた聞き取りについて、場所を変えるなどのやり方があったのではないかと述べています。市は、保育園の送迎の時間帯に他の親子の目が多い中で聞き取りをしたことについては配慮の余地があったことを認め、家庭訪問を行った際にも謝罪しているとのことです。オンブズマンとしても、保育園の一室を借りるなどの配慮があってしかるべきであったと考えます。

さらに申立人は、児童相談所の職員の対応を問題にしています。その場にいなかったオンブズマンとしては個々の職員の対応の是非について判断することはできませんが、申立人は対応を代わった職員は対応が丁寧であるとして評価していることからも、申立人が特定の職員の対応に不満を持ったことは明らかです。したがって、今後とも、児童相談所においては、虐待を疑われて納得していない保護者への対応が難しい面もあるとは思いますが、できるだけ配慮した対応をお願いします。

なお、今後について、市としては、本件における一時保護の事実及び一時保護に至るまでの経緯について引き続き丁寧に説明を重ねていくことに加え、子どもを見守る体制の構築が必須であることについても、保護者に理解していただけるよう説明していくとのことですので、オンブズマンとしても、信頼関係の構築に尽力していただきたいと思います。

(8) 体調を考慮しないケースワーカー (区保健福祉部)

私は病気のため生活保護を受けており、ケースワーカーに勧められてデイケアに通っている時期があった。そこでトラブルに巻き込まれ、さらに病気が悪化している。

私はケースワーカーに、デイケアで崩した体調を取り戻すには早くても数年かかることや、デイケアに通う前の方がまだ体調がよかったことを伝えているし、今の状況では事業所などに通うことはできない。しかし、ケースワーカーは、私が体調不良で、家庭訪問の際などに状況を報告しているにも関わらず、デイケアや事業所を勧めてきた。これらのことがストレスになったのが原因で、日に日に体調が悪化している。

私は今までの闘病生活で、社会復帰を目標に、健康になることを目標に生きてきた。 私からそれを奪わないでほしい。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和元年8月)【不備なし】

市の回答によれば、生活保護の被保護世帯に対する援助方針については、訪問調査や関係機関調査によって把握した要保護者の生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析するとともに、それらの課題に応じた具体的な援助方針を策定すること、また、被保護世帯に対する指導援助の結果を適宜適切な時期に評価し、援助方針の見直しを行うことと定められており、市はこの方針に基づき、申立人の援助方針を決めてきたということです。

申立人と担当ケースワーカーの間の具体的なやりとりについてはその場にいなかったオンブズマンにはわかりませんが、経緯からは、市が適宜適切な時期に援助方針の見直しを行い、主治医の所見に基づき設定された援助方針に沿って、担当ケースワーカーが世帯訪問を通して申立人の病状の把握に努め、本人の意欲や希望に沿った自立への助長など生活のサポートを続けてきたことがうかがえました。また、市によると、申立人から担当課に電話があり、デイケアでのトラブルで体調が非常に悪いこと、デイケア復帰には少なくとも数年はかかることや、この状況でデイケア通所を指導されることに納得がいかないこと等を話し、担当ケースワーカーは傾聴に努めたということです。

申立人は社会復帰をしたいという目標を持っていることから、担当ケースワーカーが病状と主治医の所見を考慮しながらその目標を支えようとしたことが、デイケア内でのトラブルを抱えていた申立人には逆に負担に感じられたのかもしれず、オンブズマンは残念に思います。

オンブズマンは、市には障がいをお持ちの方のお気持ちにより一層配慮しながら対応することをお願いするとともに、本人からの申出内容に明らかな変化や、デイケアへの通所ができなくなっている状況が断続的に続くような事態が生じた場合は、病状に大きな変化が見受けられることを考慮し、必要に応じて主治医に対し病状調査を行い、調査の結果に応じ援助方針の見直しを検討するといった対応をお願いしたいと思います。

(9) 保育園の建設に伴う近隣住民への説明不足(子ども未来局子育て支援部)

私は、市が認可した保育園の建設予定地の近隣住民である。建設主である法人は、近隣住民に対する説明が不足しており、近隣住民の質問に対する明確な回答もなされていない。そのため、保育園の建設後に予想される交通渋滞、騒音、日照等の問題が解決されないまま、近隣住民の不安な日々が続いている。

保育園が必要なことは理解しているが、良い保育園を作っていただくためにも、近隣住民と建設主が互いに納得した形で建設工事を開始していただきたいと考える。今のままでは、説明不足のまま、保育園の建設工事が強行されてしまうのでないかと危惧しているので、建設工事の開始前に、近隣住民に対する十分な説明と質問に対する明確な回答を建設主に求めたい。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和元年8月)【不備なし】

地域住民に対する説明については、1回目の説明会の後に、市から保育園を建設・運営する事業者(以下「当該法人」という。)に対し、説明会での当該法人の回答や説明には不足があることが指摘されており、その後は、市の助言を受けて、対応が改善されてきている様子も見られることから、当該法人が地域住民の要望や懸念の声に対して可能な限りの対応策を検討し、説明や見解等を示してきたという市の見解を一概に否定することはできません。

オンブズマンは、地域住民とのやりとりの記録を確認しましたが、特に、保護者の送迎車による道路の渋滞や事故の可能性を危惧する声が多いことから、市の説明によれば、当該法人は園内外の駐車スペースを追加確保するほか、誘導員の配置やスマホのアプリを活用して送迎時間をきめ細やかに把握する受入体制を整えることに加え、冬期間については、駐車場にロードヒーティングを整備し、登園前の時間帯に保育園の前の歩道を排雪するように委託業者を選考中であるとのことです。

オンブズマンは現地へ行き、保育園周辺の道路の状況を確認しましたが、保育園の入口から隣家までは車両2、3台分ほどの距離しかなく、保護者の送迎が集中する時間帯には、交通渋滞や路上駐車が発生する可能性も否めず、特に、道路幅の狭まる冬期間においては、渋滞や事故の可能性を危惧する地域住民の声はもっともなものであると思います。当該法人には、現在示している対応策を確実に実行してもらうことに加えて、冬期間の除雪及び排雪についてはさらに万全の対策を検討していただきたいと思います。

当該法人は、園の定員変更を検討する旨を市に報告しているとのことで、当該法人としても、地域住民の声を受け止めた判断であると思われます。市は今後も、地域住民の理解を得られるよう引き続き当該法人に対する助言や支援を行っていくとのことなので、地域住民の理解と支援のもとで運営される保育園の設立に向けて、保育園の施設整備が進められることをオンブズマンも期待したいと思います。

(10) 水道管凍結による転居希望に対する対応 (区保健福祉部)

私は生活保護を受けているが、現住居は下が駐車場で、冬は水道管が凍結し、昼間でも水道管の元栓を閉めなければならず、生活に多大な支障が生じているため転居したい旨を前任のケースワーカーに伝えていた。水道局の人に調べてもらったところ、配管全ての交換が必要と言われたためアパートのオーナーに相談したが、建物は築 40 年であり、工事に多額の金額がかかるのであれば新しい建物にするから対応は無理だと言われた。医者にも相談したところ転居を勧められたため、現在の担当ケースワーカーに対し、再度転居したい旨を伝えたが、ケースワーカーは書面での引継ぎのみで居宅を見ず、自費で転居するよう言われた。

私は、今度の冬を越すのは無理である旨を伝えたが、私自身が今の住居を決めて転居したことから、転居するなら自費でするよう言われた。確かに、私自身が今の住居への転居を決め、転居費用の支給を受けて転居したが、その時はこんなに酷い住居であるとはわからなかった。自分勝手であることはわかっているが、今の住居でまた冬を越す自信がないため、転居費用を支給してもらいたい。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和元年9月)【不備なし】

市は、本件申立てを受けて水道局や管理会社に問い合わせたが、水道管凍結の事実そのものが確認できなかったため、水道管凍結を理由とした転居費用申請が行われたとしても、現時点では支給することは困難と説明しています。

オンブズマンは、水道管凍結の事実が確認できないこと、また水道管凍結については住宅構造上の問題であることからすると、まずは、申立人の方から管理会社等に積極的に改善の働きかけを行うべきであり、現時点で、転居費用を支給できないとする市の見解に問題があるということはできません。双方の言い分は異なっていますが、管理会社等が、申立人が水道管凍結で困っていることを知らないことは事実のようなので、申立人は、もう一度管理会社等に相談されてはいかがかと思います。

次に、市は、申立人から前居宅が「木造かつ階下が倉庫であり寒い」との申立てによって、当時の主治医の意見も踏まえて現居宅への転居を決定しており、その際、前任のケースワーカーが前居宅と現居宅は構造が似ているため、次に寒さを理由に転居費用の申請があっても支給は難しい旨を説明したにも関わらず、申立人は現居宅への転居を決めたとのことで、再度かつ短期間に同様の理由での支給は難しいとしています。

オンブズマンは、前居宅と現居宅の住宅構造が似ているとの前任のケースワーカーの指摘に対し、申立人が「灯油ストーブであり、大丈夫である。」と答えており、次回以降、同様の理由での転居費用の支給は困難との説明にも了承された上で、現居宅に転居されていることからすると、同様の理由で短期間に繰り返し転居費用を支給することはできないとの市の見解に問題があるということはできません。

(11) 事業所への市の指導と職員の対応 (保健福祉局障がい保健福祉部)

私は障がい福祉サービスを利用していたが、契約していた事業所から、私よりも障がいの程度が重く優先順位が高い利用希望者がいるため、一部サービスを休むと言われサービスが入らなくなった。

事業者に対する指導や監督を行う市の担当課に電話し、事業所の対応が不適切である旨を申出したところ、対応した職員から「適切ではなく、指導の対象となる。」と言われたが、事業所に確認した職員から再度電話があり、「事業所は認識の違いだと言っている。それ以上のことは話せない。」と言われた。さらに「当事者間の問題であり間に入ることはできない。」とも言われたため、解約については友人から紹介された相談支援事業所で進めると対応した職員に報告したところ「ああ、そうですか。」と言うだけであった。

事業所から、私よりも優先順位が高い利用希望者がいるという説明を受けたが、このことは解約の理由にならないと考える。私は現在、障がい福祉サービスが提供されず、日常生活に多大な支障をきたしている。このような不適切な解約手続は市が指導するべき内容ではないか。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和元年10月) 【趣旨沿い】

市は、条例に基づき市が指導する事項として、「正当な理由なく重度訪問介護の提供を拒んだこと」、「提供困難時の必要な措置が行われなかったこと」をあげていますが、「提供困難時の必要な措置が行われなかったこと」については、申立人が事業所から一方的に契約を解約されたと申し立てているため、他の事業者の紹介やその他の必要な措置といった、サービス提供困難時の必要な措置を講じることを指導し、事業所が指導に従う意向を示したことから、さらなる指導は困難であるとの見解を述べています。

解約の理由について、事業所から他の利用者を優先すると説明されて一方的に解約されたという申立人と、申立人の利用状況を考慮して一部のサービスについては撤退したい旨を説明したところ申立人から解約の申出があったという事業所との間で主張が異なり、その場にいなかったオンブズマンには、どちらの主張が正しいかわからないことから、事実認定についての判断を述べることはできません。しかし、条例においては、「正当な理由なく重度訪問介護の提供を拒んではならない」とされていることから、少なくとも一部サービスの撤廃については最初に事業所から申立人に対して申入れしている以上、その理由について事業所から納得のいく説明がなされるべきであったと考えます。

本件では、双方が円満に合意した上での契約の解約であったと直ちに理解することはできないように思えます。オンブズマンは、市として、事業所に対し、一部サービスの撤退の理由が正当な理由に該当すると申立人も納得した上で契約の解除に至ったのかどうかの確認とそれに伴う指導が不十分であったように思います。

(12) 特別障害者手当の再認定の際の診断書提出 (保健福祉局障がい保健福祉部) 私の子は特別障害者手当の支給を受けている。先天的に障がいがあり、生まれてすぐ

障害者手帳の交付を受け、また、成人して障害年金も支給されている。

特別障害者手当の再認定には医師の診断書が必要と言われ、実際、再認定の際に診断書を提出した。しかし、障害者手帳も障害年金も障がい内容に今後変化がないということで、ともに再認定が不要になっている。このことで、あらためて、子が居住する区役所の担当の方に問合せをしたところ、前回提出した診断書は古いので使うことができないため、診断書は新しく取ってもらわなくては困るという返事だった。

先天的に障がいがあり、障害者手帳、障害年金ともに再認定が必要ないと判断されているのに、特別障害者手当では診断書が必要だというのは障がい者のことを考えているとは言えないルールだと思う。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和元年10月)【不備なし】

オンブズマンは、札幌市公式ホームページ上で、特別障害者手当認定診断書について「身体障害者手帳(1級及び2級の一部)や障害基礎年金又は特別児童扶養手当が1級と認定された方は、診断書の提出が省略できる場合があります。詳しくは、お住まいの区役所保健福祉課福祉支援係までお問い合わせください。」との記載があることを確認しました。これを見た申立人が、子の特別障害者手当認定診断書が省略できるのではないかと期待されたお気持ちはオンブズマンも理解できます。しかし、市によると、診断書の省略が認められる条件は、厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課監修による手引等に詳細に定められているとのことであり、市がこれらのルールに従って診断書を省略できないとしたことに問題があるとは言えません。

市のホームページ上の特別障害者手当認定診断書についての説明では、「再認定」の項目に有期認定が原則であることが記載されていますが、その前に記載されている説明内容では、再認定の際に「有期認定」が原則であることが分かりにくいため、オンブズマンとしては、説明内容の記載に検討の余地はあるように思います。また、申立人の問合せに対して、職員は、2年以内に記載された診断書でなければ使用できないという説明をしたということですが、手当に係る障がいの認定は原則として「有期認定」であることについても説明すべきであったと考えます。

問合せをされた方に制度上の取扱いを理解していただけるように、市には、 より丁寧な説明を心がけていただきたいと思います。

市の改善等の状況 ※令和2年4月フォローアップ調査

有期認定が原則であることを分かりやすくするために、市のホームページの 内容を更新しました。

(13) 日常生活用具の給付の手続きの遅れ (区保健福祉部)

私は障がいがあることから日常生活用具の給付を受けており、かねてから新調することを検討していたが、福祉用具の販売業者(以下「当該業者」という。)から、消費税の増税前に購入することを助言されたため、購入を決意した。

当該業者に見積りをもらい、担当課に対し、日常生活用具の給付申請を行ったところ、 担当課の担当者から当該業者に対し、以前に日常生活用具として購入した用具の破損状 況のわかる書類(破損状況報告書)の提出が必要である旨の連絡があった。当該業者か ら連絡を受けた私は担当者に電話し、既に用具を処分しているため写真を撮ることがで きないこと及び以前に用具を購入した業者が廃業していること等を説明した。担当者は 「(状況については)わかりました。」と述べて電話を終えた。私は給付申請から遅くと も1か月以内には結果が出るものと思っていた。

しかし、その後、担当者からなんの連絡もなく、当該業者から担当者に連絡したところ、破損状況についてはわかったとのことで、給付決定の連絡を受けた。しかし、今から手続きをした場合、納品が消費税の増税後になり、増税分については自己負担になると言われて納得がいかなかった。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和元年11月) 【趣旨沿い】

まず、以前に購入した日常生活用具が処分されていることについては、申立人、担当者及び当該業者の3者が認識していたようですが、少なくとも過去に給付された日常生活用具が処分されていることに関連して、何らかの問題が生じていることが推測されるものであり、オンブズマンとしては、担当者から当該業者に連絡して、状況及び依頼した報告書の取扱いについて確認をしていただきたかったと思います。この担当者から当該業者への連絡がもっと早くに行われていれば、消費税の増税前に納品が間に合っていた可能性は否定できず、その点では、オンブズマンとしても残念であったと言わざるを得ません。

次に、市は消費税の増税分について、①本事業における標準処理期間は制定されておらず、その上で、類似の制度である補装具支給事業における標準処理期間の30日と比較しても著しく給付決定が遅滞したとはいえないこと、②担当者に対して事前に納品日に関する特段の情報提供があれば給付決定を至急行うなどの対応は可能だったが、当該業者から納品日に関する具体的な情報提供があったのは給付決定を行った頃であり、担当者は納品日に配慮することができなかったことの2点により、市が負担することは難しいとの見解を示しています。こうしたことを勘案すると、市が消費税の増税分を負担しなければならないとまでは言えないものと、オンブズマンは考えます。

市の改善等の状況 ※令和2年4月フォローアップ調査

今回のように用具を廃棄してしまったケースについては、耐用年数を超えている等の事情を総合的に勘案し、運用・説明等で丁寧な対応を行い、手続き上の混乱が生じないよう配慮に努めます。

(14) ケースワーカーの不用意なあいさつ(区保健福祉部)

私は生活保護を受給しているが、私が外からマンション 1 階玄関に帰ってきた時、1 階の住人の家のドアが開いていて、人が立っていた。住人の方の名前も知らなかったが「こんにちは」とあいさつをしたところ、私の担当ケースワーカーもその場にいて、「あら、A さん」と私の苗字を呼ばれた。私は無視することもできずあいさつしたが、その時、このお宅も保護世帯なんだと知ってしまい、私が保護世帯だということも相手に知られたと思った。

これ以来、担当ケースワーカーを信じられなくなり、恐怖も感じるようになった。ケースワーカーには、個人情報を知られないような配慮した行動をしてほしい。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和元年11月) 【趣旨沿い】

市によると、ケースワーカーは、生活保護受給者のプライバシー保護について注意を払いながら業務を遂行しており、家庭訪問活動においても、生活保護受給者宅の玄関先で訪問を告げる際には「保護課職員」とは名乗らないようにする、戸外で生活保護受給者と遭遇しても周囲に第三者がいるときは声をかけることは控えるなどといった細かな配慮を通常行っているということです。

オンブズマンとしては、ケースワーカーが生活保護受給者の心情に配慮しながらプライバシーを守る努力をしていることは評価できます。それだけに、今回のように生活保護受給者が個人情報を漏らされたとして、担当ケースワーカーに対して不信感を持つような事態になったことを残念に思います。

市は、申立内容のやり取りは、申立人が同じマンションの住人へあいさつされた際、たまたま担当ケースワーカーもそのすぐ近くに居合わせたため、担当ケースワーカーは申立人からのあいさつが自身に対するものと受け止めてしまい、申立人に失礼にならないようにあいさつを返したものであり、さらに、あいさつを返す際、とっさに申立人の苗字を呼んでしまったと説明しています。

ケースワーカーは、生活保護受給者と遭遇した場合に、あいさつはもとより 名前を呼ぶことなどには慎重になるべきですが、経験を積んだケースワーカー でも、とっさの場面では、自身に対するあいさつに対してあいさつを返さない ことで申立人に冷たい印象を与えないようにという気持ちが働いたのかもしれ ないとオンブズマンは思います。

しかし、その後、申立人本人から指摘を受けるまで、申立人に対し苦痛を与えたことに気付かなかったという点については、日頃の業務における生活保護受給者のプライバシー保護に対する様々な配慮が活かされているとは言えないと思います。市には、今後も同様の事態を起こさないよう留意して、生活保護受給者のプライバシー保護と心情に十分に配慮した対応をお願いします。

(15) ケースワーカーの**言動**(区保健福祉部)

当団体は札幌市から生活困窮者一時生活支援事業を受託運営している特定非営利活動法人であり、病院に入院中のA氏が生活保護を申請するのを支援した。A氏の父親は日本人、母親は外国籍の特別永住者であるが、A氏自身は日本国籍を有しており、A氏の母親と妹は、本件苦情にかかる問題が発生した日時点において、当団体の札幌市生活困窮者一時生活支援事業を利用している。A氏の生活保護開始決定業務を担当した保護課の職員がA氏の母親を国籍で呼び捨てにし、特定のエスニシティに属する方々の尊厳を傷つけたこと、また、当団体が個人情報の取扱いを慎重に行っていることを理解せず、母親本人の同意なく個人情報を提供するよう当団体に求めてきたことについて苦情を申し立てる。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和元年12月) 【趣旨沿い】

まず、市は、保護課職員が A 氏の母親を「○○人」と国籍で呼んだことは認めていますが、職員は A 氏の母親の名前を知らなかったため、相手を特定するための発言であり、また、A 氏の母親が外国籍であることから、A 氏自身の国籍を確認する必要があったと説明しています。しかし、そのような場合であったとしても、例えば「A さんのお母さんで○○国籍の方」というような呼び方もあったのではないかと思います。このようなことからすると、申立人が、職員が A 氏の母親を呼び捨てにし、またそのような呼び方が、A 氏の母親や特定のエスニシティに属する方々の尊厳を傷つけていると思われたことは理解できるところであり、このような職員の発言は配慮に欠けた発言であったと言わざるを得ないと思います。

次に、職員が当該団体が個人情報の取扱いを慎重に行っていることを理解しようとしなかったことについて、市は、職員の発言を概ね認めた上で、法定期限内の開始決定に向けて、意欲的に業務に取り組むあまり行ってしまったものと説明しています。生活保護法において、保護の実施機関は、保護の開始申請があったときは、14 日以内に、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に書面で通知しなければならない旨が定められており、この法定期限に間に合うよう、一刻も早く A 氏の母親に関する調査を進めたいと思った職員の気持ちはオンブズマンも理解できます。しかしながら、当該団体が札幌市から生活困窮者一時生活支援事業を受託している団体として、札幌市個人情報保護条例に則って個人情報の取扱いを慎重かつ適正に行っていることは必然であるにもかかわらず、市の職員が強引に個人情報の収集を試みたことは、オンブズマンとしても不適切な対応であったと思います。

市によると、本件を受け、保護課に在籍する職員に対し、係会議や職場内研修を通じて、個人情報の取扱いや接遇について改めて周知したとのことであり、オンブズマンは、このような指導や、組織として課題に対応するような取組を、今後も定期的に、また継続して行っていただきたいと思います。

(16) 生活保護における保険金の取扱い及び職員の対応(区保健福祉部)

私は、いわゆる一人社長として自分一人で会社を経営していたが、同じような一人 社長の会社が数社集まってグループを作って活動しており、グループの誰かが病気や 怪我などで入院するような事態が起こった場合に備え、北海道民共済生活協同組合(以 下「道民共済」という。)に加入していたが、グループ全員分の掛金は私が個人で負担 し、もし2か月以上入院した場合には、道民共済に加入してから私個人が負担してき た掛金の半分を、道民共済から支給される入院給付金から返してもらう約束をグルー プのメンバーとしていた。

令和元年 7 月に、グループの内の一人(以下「A 氏」という。)が入院し生活保護を申請したが、私はその際、担当ケースワーカーに A 氏が道民共済に加入している旨を伝えた。ところが、その後、10 月に担当ケースワーカーと会った時、私が 7 月に担当ケースワーカーに伝えていたことは、聞いていないと言われた。また、もし 2 か月以上入院した場合には、道民共済に加入してから私個人が負担してきた掛金の半分を、道民共済から支給される入院給付金から返してもらうこととなっている旨を伝えたところ、「A 氏名義の保険なのだから、掛金を誰が払ったかは関係なく、入院給付金は全額市に返してもらう。」と言われた。また、この時、担当ケースワーカーから、私が掛金を支払ってきたことの証明はあるかを尋ねられたため、帰宅後、預金通帳の該当部分をコピーするなどして用意したが、その後、何の連絡もない。

A氏は掛金を1回も支払わず、私が全額を負担してきた。それにもかかわらず、入院給付金の全額が市に返還されることに納得がいかない。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和2年1月) 【趣旨沿い】

市によると、A氏が道民共済の保険を保有している事実については、生活保護の申請時に実施する資産調査によって契約者氏名や契約日等の詳細を把握したとのことです。一方、申立人はA氏が入院した直後、A氏の担当ケースワーカーから電話があった時に当該保険契約のことを伝えていたと述べており、双方の言い分が異なっています。オンブズマンは、申立人と市のやり取りについて確認の手段を持たず、どちらの言い分が正しいのかわかりませんが、申立人が自分が負担してきた保険料によって当該保険契約が継続され、入院給付金が支払われるということになるなら、A氏との約束どおり、その中からこれまで負担してきた保険料の半分は返してもらえるものだという認識があったとしても無理はなかったと思います。

保護課では、本件のように、保険料を契約者ではない第三者が負担していたという事例を想定していなかったこと、また、申立人から提出されたのが、申立人自筆のメモ以外になく、本件についてどのように取り扱うのかについて、組織的な判断が必要であったことから、具体的な取扱いについて説明することができる段階ではなく、あくまでも生活保護受給時に所有している保険契約の

原則的な説明しかできなかったとのことです。この市の対応は、オンブズマンもやむを得ないものと理解できますが、申立人には、この市の説明が原則的な説明に留まるものであることが伝わっていないことからすると、もっと丁寧かつ詳細な説明が必要であったと思います。

また、市によると、担当ケースワーカーは申立人に対し、申立人がこれまでに保険料の支払の事実がわかる書面の提出は可能かを尋ねていますが、支払の事実がわかる書面を提出するように依頼することなどはしていませんでした。申立人が、これまでに負担してきた保険料の半額の返還を求めていたことについて、申立人に保険料の支払の事実がわかる書面の存在を尋ねておきながら、それに続く何らかの考え方や対応も示さないまま、ただ申立人からの連絡を待っていた対応は、申立人に対してあまりにも不親切な対応であったと言わざるを得ません。本件について、担当ケースワーカーの一存で答えることはできず、上司への相談など、内部での検討が必要であるのであれば、少し時間が欲しい旨を伝え、その後、市が組織的な判断が必要であると判断した時点で、早期に申立人に今後の方向性について連絡し、積極的に解決に向けて動くべきであったと思います。

市は今後、申立人の保険料支払の事実関係等について書面や聞き取りにより 十分に確認し、組織的に判断するとの見解を示していますので、申立人や A 氏 と十分に話し合い、権利関係など個別の実態をよく把握した上で対応していた だきたいと思います。

(17) 児童相談所の指導終了の際の対応 (子ども未来局児童相談所)

私は、平成30年3月から、私の子(以下「本人」という。)のカウンセリング及び本人との関わり方の相談のために、2週間または1か月に1回の頻度で児童相談所での面談を行っていた。しかし、平成30年12月中旬の面談を最後に、私達家族に何の相談もないまま、一方的に、定期的な面談が中止され、また、平成31年3月には支援を終結されていた。

このことに関して、児童相談所の職員が自らの怠慢や過失について取り繕うような対応を重ねたため、児童相談所の実態に不信感を抱いている。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和2年2月) 【趣旨沿い】

市の説明によると、本世帯に対する継続指導は、平成30年3月下旬をもって 一旦終了となりましたが、同年4月上旬から改めて開始され、その後、定期的 な面談を実施したとのことです。そして、平成31年3月下旬をもって、申立人 の家庭に対する継続指導は終了したとのことです。

市の記録によれば、平成30年12月中旬、父母との面談の最後に、担当者から申立人に対し、何かあれば連絡をもらいたいこと、必要に応じて学校等と情報共有させてもらいたいことを伝え、同日をもって、児童相談所が主体で行う継続指導としての定期的な面談については終了し、父母から相談の希望があれば助言指導として面談を行うことにしたとのことです。しかし、この方針について、令和元年8月中旬に申立人から連絡があるまで、担当者から申立人に報告していなかったことを市は認めています。

平成 30 年 12 月中旬の面談の際の市の説明においても、申立人には継続指導の終了の事実は正確に伝わっていないようです。とすると、申立人としては定期的な面談が継続していると考えてもおかしくないように思います。

市も、今後の本人の処遇方針について、父母への丁寧な説明を行わず、その理解を得ないまま、継続指導としての定期的な面談を終了するという判断を行ったこと、そして、児童相談所の方針を父母に対して速やかに報告すべきところ、令和元年 8 月中旬の面談時までこれを行わず、連絡が遅れたことは不適切な対応であったとの見解を示しています。このような児童相談所の対応は、一方的に方針を変更されたとする申立てのとおりであり、児童相談所の姿勢に疑問を抱かれた申立人のお気持ちは当然のこととオンブズマンも思います。

本件では、本人の処遇方針の変更という重要な問題が、父母の理解を十分に得ないまま行われており、オンブズマンは市の対応には問題があったと考えます。このことについては市も、継続指導の終了に関しては、父母と十分に協議した上で結論を見出すべきであったとの見解を示しており、児童相談所として今回の事態を重く受け止め、同じ過ちを繰り返さぬよう、継続指導中の世帯について適切な対応を行うべく児童相談所全体に周知徹底を図っていくとのことなので、オンブズマンとしても今後は適切に対応していただきたいと思います。

(18) 障害福祉サービス受給者証の交付の遅延(区保健福祉部)

私は訪問介護を利用しており、障害福祉サービス受給者証(以下「受給者証」という。) の更新の書類が届いたため、すぐに区保健福祉部保健福祉課(以下「担当課」という。) へ行き、受給者証の更新を申請した。

しかし、申請から2か月以上経っても新しい受給者証が届かず、受給者証の有効期限が迫ったため、担当課を訪れて問い合わせたところ、対応した職員から、「明日か明後日までには届くから大丈夫。」と言われ取り合ってもらえず、職員の態度は慇懃無礼で、受給者に対して親身ではなかった。また、後日受給者証は届いたが、私が必要な時には間に合わなかった。

ついては、受給者証の申請から支給決定までに 2 か月以上もかかり大変不安な思いを したこと、及び担当課の職員の対応について苦情を申し立てる。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和2年2月) 【趣旨沿い】

市は、受給者証の交付に 2 か月以上かかったことについて、可能な限り迅速に事務処理を進めた結果であり、有効期間終了前に支給決定を行っていることから、適切に事務処理を行ったとしながらも、有効期間が切れるというご不安を抱えさせたまま、受給者証が到着する間、申立人をお待たせしてしまったことを重く受け止め、支給決定が遅くなる場合には、申請者の状況等を考慮しながら、支給決定の目途についてお伝えするなどの配慮をしていきたいと述べています。オンブズマンとしても、今後はそのような配慮をお願いしたいと思います。

ところで、オンブズマンが市の記録を確認したところ、市は主治医に対して 期限を決めて必要書類の作成を依頼していましたが、実際には返送期限が過ぎ てから提出されており、返送期限までに届いていれば、もっと早くに受給者証 が交付された可能性が否めません。オンブズマンは市に対し、提出書類の迅速 な提供について関係機関への働きかけを積極的にしていただきたいと思います。

また、受給者証の有効期限切れを心配した申立人が、交付の確認のためにわざわざ担当課に足を運んでいますので、対応した職員は申立人の不安に寄り添い、申立人に安心していただけるよう対応を尽くすべきだったとオンブズマンは考えます。このことについて、市は、今後は、可能な限り、申請者のご要望や障がい特性に応じた対応ができるよう心掛けていきたいとのことです。オンブズマンとしても、そのような対応が申請者の利便向上にも資する結果に繋がるものと思いますので、市には丁寧な対応をお願いしたいと思います。

(19) 就職の内定取消 (区保健福祉部)

私は生活保護を受給しながら就職活動を行っていたが、担当ケースワーカーから私の 就職内定が間近だった会社に対し、面接の有無を確認する連絡があったために、内定を 取り消されてしまった。

生活保護を受給している事実は、面接を受けた会社に悪い印象を与えることは一目瞭然である。一方で、保護課から面接を受けた会社に対し、保護受給者の面接の有無を確認する必要があるとは思えない。

保護課の対応のために、私は就職の内定を取り消され、再び就職活動をせざるを得なくなった。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和2年3月)【不備なし】

市の説明によると、生活保護を開始した際、申立人から既に就労先が決まっているとの申出があり、早期に自立できる可能性が高いことから、就労に向けての支援を行っており、また、申立人から就労の状況について報告を受け、求職活動報告書の提出も受けていましたが、その後、申立人から、「担当ケースワーカーのせいで、面接した会社が全て不採用だった。」との訴えがあったとのことです。

面接先の会社から申立人に対し、どのような連絡があり、どのような話をされたのか、その場にいなかったオンブズマンには確認できません。しかし、市によれば、求職活動中の受給者に対しては面接状況の報告を求めているが、求職活動において受給者の不利益にならないよう細心の注意を払って対応しているとのことであり、面接先の会社に対し、問合せを行うことはないとのことです。その上で、例外として、長期にわたり就労先が決まらず、受給者の求職活動に疑問が生じるような場合には、求職活動の実態を確認するため面接先の会社に照会をすることも考えられるとのことですが、申立人は生活保護の開始後に(一旦は)就労しており、就労意欲があることが窺われることから、現時点で面接先の会社に照会をする必要はないと市は説明しています。

オンブズマンはこれらの市の説明には合理性があり、納得できるものであると考えますが、本件において、申立人は担当ケースワーカーが面接先へ問合せしたために内定が取り消されたと考えています。市は、申立人同行の上で各会社へ出向き、事実確認してもかまわないと述べているので、申立人からの希望があれば、そのような方法により、申立人の疑義を解消することも一案と思います。

市によれば、これまで同様、求職活動の状況についての報告を求め、早期に 就労による自立が可能となるよう、申立人に対する支援を継続していくという ことなので、申立人におかれても、担当ケースワーカーを信頼していただき、 自立に向けての求職活動を続けられるようお願いしたいと思います。

2 観光・文化・教育分野

(1) プール更衣室への異性職員の入室 (スポーツ局スポーツ部)

私が利用していた札幌市のプールで、閉館時間ぎりぎりに更衣室に異性従業員が入ってきた。利用者はすでに私しかおらず大変な恐怖心に襲われた。頻繁に利用している施設でもあるが今後トラウマになる。

今回の謝罪と今後の対策、従業員、責任者の処分などどのようにするのか、説明を求める。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和元年8月) 【趣旨沿い】

市の回答によると、当該プールでは閉館時の作業ルールを定め、利用者がいないことを確認の上、更衣室内のロッカーの点検をすることとしていましたが、本件の発生時は、閉館時間前、かつ、まだ利用者(申立人)が更衣室内にいたにも関わらずロッカーの点検作業を開始しており、作業ルールが守られていなかったということです。さらに、更衣室のロッカーを点検する音が聞こえたため、職員が「ロッカーの点検作業が始まっているので、室内には誰もいないだろう」と思い込み、声掛けをせずに入室したということでした。

更衣室に異性の従業員が入ってきたことに、大変驚き恐怖に襲われた申立人のお気持ちは、オンブズマンも十分に理解できます。今後は二度と同じことが起こらないよう、オンブズマンとしても、市には当該プールの指定管理者に対して作業ルールの徹底の指導をお願いします。

市は、今後の対応について、作業ルールを徹底するとともに、巡回・点検等の際の各更衣室への入室は、同性の職員が行うことを徹底するよう指定管理者に周知したということです。ただし、同性の職員が不在の場合や緊急対応時には異性の職員が対応する場合があり、その際には、声掛けを行い利用者がいるかどうかを確認の上、入室するということです。

オンブズマンとしては、緊急対応時に異性の職員が更衣室へ入室する場合があること自体はやむを得ないと思いますが、利用者がいるかどうかを確認するために声掛けをしたとしても、利用者がその声掛けに気が付かない可能性もあることは否定できません。開館時間帯には異性の職員が更衣室に入室しないことを原則とした上で、例えば、本件のように、先に入室している職員がいる場合には、更衣室内に利用者がいるかどうかについて、職員の間で確認するという対応を徹底することがより確実であるとオンブズマンは考えます。

市の改善等の状況 ※令和元年 10 月フォローアップ調査

指定管理者には厳重に注意し、二度とこのようなことが起こらないよう、当該プールのみならず体育館も含めたすべての施設の職員に対して作業ルールの徹底を図るよう指導し、指定管理者も作業ルールを徹底するよう全職員に周知しました。

また、指定管理者が申立人に直接面会し、更衣室に利用者がいるにも関わらず 異性職員が更衣室に入室したことを謝罪し、二度とこのようなことのないよう、全職員 に対し作業ルールの徹底と遵守の指示を行ったことを報告しました。

(2) 図書の返却を延滞する図書館利用者への市の対応(教育委員会中央図書館)

私が貸出中の本の順番待ちを予約した本が期日になってもなかなか入ってこないので、地区図書館で調べてもらったところ、借主が、返却期日を過ぎて2週間近く返却を延滞していた。図書館は借主に対し既に督促はがきを送っていたが、私は、予約案件なので中央図書館に電話をかけてもらった。しかし、現借主の応答は無く、延滞したままであった。

私は過去に何度も同様の経験をしているが、図書館側の対応は、督促はがきと電話以外に手は無いとのことである。図書館利用者はたくさんいるが、1人の延滞者のために私のように貸出中の本の順番待ちをしている他の利用者が迷惑しているのが現状だ。

私は札幌市教育委員会に、このような図書館行政をどのように考えているのか、改正 の意思はあるのかを問いたいので、苦情を申し立てる。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和元年9月)【不備なし】

札幌市の図書館では、事務マニュアルを定めており、延滞利用者に対して、 はがき、メール及び電話にて督促の対応をしており、本件においても、中央図 書館から複数回にわたって、決められたルールに従って前の借主に対して督促 が行われていました。

市によると、延滞者の中には、うっかり返却期限を失念される方や、突然の 入院など不慮の理由で延滞する方も多く見受けられ、たいていは督促により速 やかに返却されるということです。しかし一方で、予約した図書が、長期間延 滞した利用者のために、なかなか借りられず迷惑した申立人の気持ちはもっと もなこととオンブズマンは思います。

オンブズマンは、利用者の方々には、延滞することにより他の利用者が困ることがあるということを十分に理解していただく必要があると考えます。スムーズに次の利用者が読みたい本を借りられるよう、例えば、督促はがきには、督促対象本に次の利用者の予約が入っている場合、定型の文言だけでなく、順番を待っている利用者がいることがわかるような記載をすることで速やかな返却を促したり、延滞30日で貸出を停止するという具体的な制限内容を利用案内等に明記し周知するなど、改善の余地はあるように思います。

公共の施設・制度を誰もが気持ちよく利用するためには、市民の方々にマナーやルールを守っていただくことが前提ですが、残念ながら守られないこともあることは事実です。市には、図書館利用マナーの周知の仕方について、延滞利用者に対する注意喚起を含めた効果的な対応を検討していただきたいと思います。

市の改善等の状況 ※令和2年4月フォローアップ調査

図書の返却督促について定めた要領を4月に改正し、延滞者には督促はがきの他に督促通知書を送付し、その後も未返却で貸出停止となった利用者へも改めて通知することにしました。

3 土木・建築分野

(1) **除雪の方法**(区土木部)

平成30年12月中旬に私の自宅周辺で除雪作業が行われたが、自宅前の角地に雪を山積みにされた。そこで、このような除雪作業について、除雪センターや土木センターに苦情を述べ、回答を求めたが、その内容は全く納得できるものではなかった。

また、札幌市の除雪について質問しても、矛盾した説明ばかりであり、話に一貫性が なく、自分たちの説明を正当化するようなものばかりであった。

以上のことから、改めて納得のいく説明を求めたい。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和元年7月)【不備なし】

市によると、申立人宅の前の角地に雪を山積みにされたとの点については、 出入口以外は交差点部の角地を含め、雪を置かざるを得ないとのことです。ま た、交差点排雪については、全ての交差点の排雪を行うことは現実的ではなく、 特に生活道路の場合、優先度や緊急度は低くなるということです。

一般的に、道路の除雪は、朝の通勤や通学の時間に間に合うよう、夜間に行われますが、限られた時間の中で効率的に除雪を行うために、道路の種別に応じて交差点排雪の優先順位等を決めることは合理的であると思われ、全ての交差点の排雪を行うことは現実的ではなく、角地に雪を置かざるを得ないという市の見解に問題があるということはできません。

また、申立人宅前の道路の歩道除雪については、当該道路は幅員が狭く、歩道除雪により発生する雪の堆積幅がない以上、市が、当該道路については、歩道は車道の路肩にかき分けられた雪を堆積するスペースとし、歩行者には車道の端部を歩いていただくという拡幅対応を行う路線としていること、また、そのような方針に基づき、土木センター職員が、重機で歩道除雪を行うことはできない旨を説明したことに問題があるとは言えません。

ところで、オンブズマンも本件の調査前には、申立人と同様に、歩行者は歩道を歩くことが当然であると思っており、幅員によっては拡幅対応を行う路線もあるということを知りませんでした。市においては、本件について、除雪業務を所管する建設局や他区とも情報を共有し、市が行っている除雪の方法や水準等について、市民への、より分かりやすい周知方法を検討していただきたいと思います。

市の改善等の状況 ※令和元年 10 月フォローアップ調査

より広く市民に周知する手段について、建設局雪対策室と 10 区土木部で検討し、令和元年 9 月に市のホームページ内容を変更し、閲覧する機会が比較的多いと思われる除雪作業を紹介するページに、簡潔な表現で、本件のように市の除雪方法によって車道を歩かなければならない道路が発生することを掲載しました。

(2) マンションの水道料金過払い分(水道局総務部)

私が役員を勤める会社が所有するマンションには受水槽が 1 つあり、これまで約 28 年間、水道料金を支払ってきたが、最近、その水道料金は札幌市水道事業給水条例(以下「条例」という。)第 25 条により、1 世帯当たり 4, 147 円×(全世帯数)で計算されていたものであることを知った。本来であれば、水道局に対し入居している世帯数の増減を申請し、4, 147 円×(実際に入居している世帯数)で計算された金額を支払えばよかったのだが、私はそのような制度を全く知らず、世帯数の増減の申請を一切していなかったため、28 年もの間、全世帯数として計算された金額を支払ってきており、実際に认入居していない世帯数分の料金について損害を被った。

以上のことから、条例第 25 条の制度に関する市民への周知について苦情を申し立てる。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和元年10月)【不備なし】

市によると、本件マンションについて、平成4年に条例第25条特例適用の申請がなされ、その後、使用世帯数の変動については、令和元年8月まで申請されていません。

オンブズマンは、市から、当時に提出された「料金特例扱い適用申請書」の提供を受けその内容を確認したところ、そこには、料金算定の基準となる事項に異動があったときには、使用者等は直ちに水道事業管理者に届け出なければならない旨が記載されていました。また、市は、2か月に1度のメーター検針時に出力している「札幌市上下水道料金等のお知らせ」(以下「お知らせ票」という。)の通信欄において、条例第25条特例が適用されている場合、「登録世帯数に変更がある場合は、下記までご連絡ください。(現在の登録世帯数は〇世帯です)」と印字して知らせているということであり、これは、メーターの有効期限が迫っているなどの特段の事情がない限り、ほぼ毎回印字されるとのことです。オンブズマンも、本件マンションに投函されたお知らせ票の通信欄に記載されていることを確認しました。併せて、記載様式は変わっていますが、少なくとも平成12年以降のお知らせ票に、登録世帯数の変更に関しての注意書きがあることも確認しました。

長年支払ってきた料金が実際の入居世帯数を反映したものでなかったことを知り、驚かれた申立人のお気持ちはオンブズマンも理解できますが、「料金特例扱い適用申請書」において、料金算定の基準となる事項に異動があったときは水道事業管理者に届け出なければならないことが明記されていること、また、2か月に1度投函されるお知らせ票において、ほぼ毎回、現在の登録世帯数を示し、登録世帯数に変更がある場合には連絡するよう記載しており、少なくとも平成12年には同様の記載がなされていたことからすると、使用世帯数に増減があったときは申請しなければならないことについて、市の周知が不足していたとはいえません。

(3) 建築基準法違反建築物に対する市の指導(都市局建築指導部)

私の自宅に隣接する土地で住宅新築工事が始まったが、業者が許可もなく近隣の宅地に入り、塀を建てるための穴を掘ったり、境界杭を撤去したりしたため、違法工事ではないか調査して業者に指導するよう担当課に訴えた。しかし、職員からの連絡票には、ブロック塀の施工方法についての資料が添付されているだけで、まったく的を射ない回答であった。

また、私が施工方法について安全性に問題があると異議を唱えたところ、工事は一旦中断したが、担当課からの明確な回答がないまま、いつの間にか工事が再開され、結局ブロック塀は完成してしまった。このため、私を含む当該住宅に隣接する住民有志一同より、担当課に対し工法や安全性、日影調査の要望等の質問を記載した質問状を送ったが、指摘された事項については調査・確認するがその内容はお伝えできないといった回答で、納得できないものであった。

オンブズマンには、必要な安全対策がなされていないブロック塀に対する市の指導と、条例等ですべての建築物は日影図で承認する改善の必要性について調査し、提言をお願いしたい。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和元年11月)【不備なし】

本件において、市は申立人が初めてブロック塀に関する問題を指摘した翌日に現地を確認し、その後、基礎の工事に問題ないことを施工業者に確認しているということですが、申立人への電話の中で事前に伝えていたとはいえ、資料を申立人宅へ投函しただけという市側の対応は、苦情や問合せに対応する上での十分に説明を尽くすという丁寧さに欠けていたようにオンブズマンは思います。また、申立人からの質問状にも、市は現地調査を行って安全性の検証を行っていますが、法違反の有無や指導内容等は第三者である申立人に伝えられないという対応が、行政に対する不信感を高める結果になったと考えます。個人情報保護の観点から市が申立人に当該建築物の調査の結果を伝えられないことはやむを得ないと思いますが、市には安全対策について十分な対応を施工業者に求めていただきたいとオンブズマンは思います。

また、市は、建築基準法第 1 条に定められた基準は、安全性等の確保と建築コスト等を考慮した国民に受け入れられる基準でなければならず、建築行為を行う個人の権利に過度な制限を設けるものであってはならないと説明しています。さらに、日影規制は、既に(札幌を含む)「北海道」であることを考慮した制限となっており、本市において更なる制限を設けるほどの特殊性は無いものと考えているとのことです。

オンブズマンとしては、申立人が現行の法規制の問題点を指摘され、日影規制を望むお気持ちは理解できますが、法の基準の趣旨や既に地域性を考慮された制限となっていることを考えると、本市において更なる制限を設けるほどの特殊性は無いとした市の回答には、問題があるということはできません。

(4) 落下物による車両損傷事故 (区土木部)

信号で停止中の私の車両に金属と思われるものが落下した。屋根にサビた鉄片が散らばり、へこみができていたため、現場付近を確認したところ、現場近くの街路灯にサビのようなものが目視で確認できた。担当課の職員が私の勤務先に来た際に、事故発生当日の午後に現場へ行き、街路灯に腐食があることを目視で確認したこと、当日午後から降った雨に流されたためか現場には落下物がなかった旨の説明を受け、私は落下物の鉄片を渡したが、職員によれば成分検査等の鑑定は行わないとのことだった。

後日、職員から街路灯に腐食と思われる部分を確認したとの連絡を受け、報告をしたいとの提案を受けたが約束の日に連絡がなかったため、担当課へ行った。職員から 鉄片を鑑定に出すと言われたが、以前は鑑定しないと言っていた説明と違うことや鑑 定に時間がかかると言われたことに不信感を持った。

その後、市に賠償責任は無いとする土木部長名の見解の文書が届いたが、街路灯に破損個所や欠損部品が確認できなかったという内容に唖然とした。職員の説明では、腐食が確認できたと言っていたのに、痕跡は確認できないと話が変わっていた。また、私が担当課を訪問した際には鉄片を鑑定に出すと言っていたのに鑑定もせず、一方的で私に不利益な見解だった。

どのような調査をして、今回の車両損傷事故に市の賠償責任は無いという見解に至ったのか、また、なぜ職員は連絡の約束の日を守らず、遅れる旨の報告もしないのか。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和元年11月) 【趣旨沿い】

市によると、事故当日、担当課の職員が現地を訪問し、街路灯の灯具内部に サビと思われる腐食を目視で確認したことから申立人にその旨を報告しました が、その後、当該街路灯から外した灯具と図面を照合した結果、部品の欠落や 剥離痕等がないこと等から、剥離した部品とは考えにくいとして、近隣街路灯 にも灯具の欠損等がないことを確認した上で、サビ片の分析調査をしないこと にしたとのことです。

オンブズマンとしては、当初、確認した事実として街路灯に腐食があったことを申立人に伝え、その後、図面や外した灯具を確認して剥離痕等がないことが確認できたことから、街路灯からのサビ片の落下の痕跡がなかったとの判断を申立人に伝えたこと自体は、特に問題があるとは思いません。

市は、サビ片が剥離する場合は、片面にはサビが見られないものと思われると述べていますが、サビ片の写真では現実に両面にサビが見受けられ、むしろ接着面もサビて腐食したことにより剥離するほうが自然のようにも思えます。したがって、この点の市の見解には若干の疑問が残るところですが、当該街路灯から外した灯具と図面と照合した結果、部品の欠落や剥離痕等がないことを確認したのであれば、サビ片が街路灯から落下したものでないことは判明したことになるので、改めて分析調査をしないとした市の判断は不合理ではないと

オンブズマンは考えます。ただ、突然、調査を実施しないことを伝えられたことに納得できないとする申立人のお気持ちはオンブズマンも理解できるところです。

オンブズマンは当該街路灯及び灯具の写真、図面、並びに現場を確認しましたが、灯具にサビのような腐食は認められるものの欠損した状況は確認できませんでした。当該損傷は何らかの落下物によるものではあっても、市が、申立人が提出したサビ片は当該街路灯から落下したものではないと判断したことには、一定の合理的な理由が認められるものと考えます。

以上のことから、市に賠償の責任は無いとした市の判断が直ちに誤りであるとまでは指摘できないように思います。

また、職員が連絡する約束の日を守らなかったことについて、市は、職員が約束した日に連絡をしなかったことを認めた上で、約束した日に調査の報告ができないのであれば、一度連絡をした上で経過等を説明するなど、申立人に対する配慮が必要だったとの見解を示しています。

オンブズマンとしても、予定していた日に報告ができないのであれば、少なくとも遅れることを連絡し、経過説明を行うべきだったと思います。市によれば、今後、このような事を繰り返すことがないよう努めていくとのことですが、オンブズマンとしても、自ら示した期限までに連絡をするといった市民との約束を守ることは、市民対応を行う上で基本的なことと思いますので、市には徹底していただきたいと思います。

(5) 水道メーターの異常値 (水道局総務部)

平成 29 年度より水道メーターが急に上がり異常値を示すようになったため、すぐに 水道局に連絡し漏水がないかを検査してもらったが、漏水はないとのことで、しばらく 様子を見ることになった。その後、私は節約して水道を使用していたが、それでも水道 使用量が異常値を示す前よりも多く推移していたため、水道局に対し、水道メーターが 故障しているのではないかと聞いたが、それは考えにくいとして検査は行われなかっ た。しかし、令和元年 6 月頃、水道メーターを新しいものと取り替えたところ、水道使 用量が、異常値が出る前の水量に戻った。

このことについて、水道局に対し、水道メーターが壊れていたのではないかと言っても、「破棄したので、(存在し)ない。」と言われ、証拠も出してもらえず、らちが明かない。水道メーターが壊れていなかったのであれば、その証拠を示してほしい。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和2年1月) 【趣旨沿い】

オンブズマンは、市から提出された申立人宅の検針履歴を確認したところ、 平成29年8月から水道メーターの取替がなされる直前の令和元年6月までの使 用水量は従前よりも概ね10㎡ほど増加しており、水道メーターの取替が行われ た後の3回の検針は、平成29年6月以前の検針時よりも下がっています。こう した推移を見ると、申立人が、令和元年6月に取り替える前の水道メーターは 壊れていたのではないかと考えることは、オンブズマンも理解できるところで す。

他方、市によると、当該水道メーターは、現在の水道メーターと交換した後の令和元年7月中旬にメーター業者に搬出しているため手元になく、当該水道メーターの性能試験による検証を行うことはできないとのことでしたが、当該水道メーターは検定に合格している水道メーターであり、有効期間内で交換したとのことです。なお、市は、平成12年度から平成30年度までに担当課が依頼して行った水道メーターの性能試験で水道メーターに異常があった事例は1件もなく、漏水調査や通水調査においても異常はなかったということも踏まえてか、今回の水道メーターの使用水量が異常値を示しているとの指摘について、当該水道メーターが原因とは考えられないとしています。

オンブズマンとしては、当該水道メーターの実物がなく、性能試験もできないことから、当該水道メーターが壊れていたか否かを判断することはできません。ただ、市によると、水道メーター本体の上流部分に付いているストレーナーに異物が詰まることで起こるジェット水流が原因で使用水量が多く計量される事例もあるとのことでしたので、令和元年 6 月に水道メーターを取り替えたと同時に使用水量が大幅に減っているという事実は、水道メーターそのものが故障していなかったとしても、異物混入という原因を完全には否定できないように思います。なお、市には申立人から問合せがあった場合には、水道の使用についての実情をなるべく正確に聞き取って事実関係を明確にし、異物混入の可能性も再検討されるなど、丁寧な対応と説明をお願いしたいと思います。

(6) 氷柱による車両損傷事故 (区土木部)

駅のタクシー乗り場の後ろにある身体障害者用の駐車スペースに車を停めていたら、駅舎の壁から1mほどの氷柱が車に落ちてきて、車のボンネットが凹んだ。建物の管理を行っている区土木センターに電話したが、現場も見ずに、土木センターに落ち度はなく、車を修理することはできない、予測できない自然災害であり、たとえ人に当たって死んでも一切責任は負わないの一点張りであった。当日は大雪警報が出ており、予測はできたはずである。壁から落ちてくるものまでは見ていられないとも言われたが、この職員はどうかしている。その後、注意看板が取り付けられたが、私は当たり損になるようであり、このような市の対応はおかしいと思う。せめて現場を見てから言ってほしい。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和2年3月)【不備なし】

オンブズマンが現地を確認したところ、仮に外壁に氷柱ができ、落下した場合には、優先者乗り場の車道側に設置されているルーフ(雪除け等の屋根)に当たってバウンドし、駐車スペース側に落下することは十分に考えられるように思われました。市も、外壁の窓枠上に設置されているヒーターの融解能力以上の大雪のために氷柱が大きくなって落下したと考えており、申立人の車のボンネットに当たった可能性があること自体は否定していません。

国家賠償法第2条第1項においては、「公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。」とされており、この場合の瑕疵とは、判例では、通常なすべき安全性を欠いていることをいいます。その判断は、個別具体的な事情によって、被害発生が予測できたか否か、被害発生を回避することができたか否か等によってなされます。本件について、申立人の主張と市の主張は異なっており、オンブズマンは当時の雪の状況や窓枠の雪の除去などの市の管理体制等が判然としませんので、市の責任の有無について、直ちに結論を出すことは困難であると考えます。

市によりますと、本件事故後に、現場に「落雪注意」の注意書きや三角コーンとバーを置く措置が取られたようですが、本件事故発生当時にはそのような措置はなされておらず、これまでにこの場所で落氷があったことは聞いたことがないとのことであり、本件事故発生当時に注意喚起の措置がなされていなかったことはやむを得ないものと思われます。ただ、人的な管理に限界があるとしても、今後は、氷柱等が駐車スペースにまで落下しないようにするための何らかの措置が講ぜられる必要があるように思います。





(オンブズマンによる現地調査時の状況)

担当職員の対応について、市は、過去の事例より市が補償できるケースに該当しない可能性が高く、また、申立人が過度に期待を持たないようにと考えたことから、現地に行く前に補償はおそらくできない旨を説明したとのことであり、さらに、謝罪した場合、市に責任があるとの誤解を与える可能性があったことから、謝罪の言葉を述べなかったと説明しています。その場にいなかったオンブズマンは、市の説明や対応について判断することはできませんが、市も、申立人を気遣う言葉があってもよかったと考えているとのことですので、オンブズマンは市に責任があるか否かに関わらず、今後はより丁寧な対応をしていただきたいと思います。

市の改善等の状況 ※令和2年4月フォローアップ調査

今年の冬についても、昨年度と同様に「落雪注意」の注意書きを表示し、落雪が 予想される箇所にはセフティーコーン等により、注意喚起を行います。

また、冬季パトロール回数を増やすなど、事故防止に努めます。

(7) **駐車場出入口前の除雪**(区土木部)

道路除雪作業時にマンション駐車場の間口に雪を堆積していったようで、土木センターに問い合わせたところ、「低下縁石ではない部分は間口とみなさず、今後も同様になる。」との回答であった。しかし、現況は明らかに駐車場間口であり、実際に車両の出入りがなされていて、縁石の高さのみで「間口ではない」と判断されるのは、非常に不条理であると考える。現実に駐車場利用者が困惑していることも鑑み、「間口」の解釈について判断基準の変更を強く求めると同時に、除雪堆積場所について柔軟な対応をお願いしたい。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和2年3月)【不備なし】

市は、当該マンションの前の道路は道路幅員が広い補助幹線道路に面しており、グレーダ(中央下部についたブレードで道路上の雪を削り道路端に寄せる車両)とタイヤショベルの構成により除雪作業を行っていると説明しています。そして、生活道路よりも圧雪厚が薄くなるよう路面を管理するため、間口に置かれる雪の量が多くなることから、間口処理の緩和作業(タイヤショベルで間口を除雪すること)を行っており、間口として取り扱う場所は、札幌市除雪作業マニュアルに基づき、低下縁石部を基本に行うということです。

オンブズマンは本件苦情箇所について現地調査を実施しましたが、苦情箇所は消火栓や街路樹が駐車場所のすぐ前にあったことから、駐車場の一部の車はこれを右か左に避けなければ出入りができないものと思われました。また、市は低下縁石部については、雪が降る前に車両の出入りの有無も含めて必要に応じて把握し、その上で新雪除雪における間口処理の緩和作業を行っているとのことですが、本件苦情箇所は、以前から間口処理の緩和作業を行っておらず、建物や土地利用も以前と変更がないことから、今後も間口処理の緩和作業の対象ではないと答えたと説明しています。

申立人が市の回答に対し、実際に車が出入りしているのだから縁石の高さのみで「間口ではない」とされるのは非常に不条理であり、利用者の安全と利便性を考えて、今回苦情の寄せられた箇所を、「間口」とみなして雪を堆積させないでほしいとするお気持ちはオンブズマンにも理解できますが、間口処理の緩和作業の対象箇所を、現在の作業工程で把握できるように、低下縁石部としていることは合理的なことであるとオンブズマンは考えます。

ただ、駐車場利用者への説明時に、本件苦情箇所は消火栓と街路樹が近接しており物理的に間口処理の緩和作業が困難という説明が不足していたとのことでした。これは、様々な制約のもと行われている除雪作業への理解を求めるための説明であることを考えると、オンブズマンとしてもぜひ説明していただきたかったと残念に思います。

(8) 道路走行時の車両損傷事故 (区土木部)

私が道路を車で走行していたところ、交差点付近の道路の段差が極端であったため、車が大きく揺れ、そのせいで車の前方部分が破損した。対応した土木センターの職員は、「この程度だったら市に責任はない。もっとひどいところもある。この辺は地盤が悪い。」などと言い、車の修理代は支払えないとのことであった。

道路を常時良好な状態に保つのは道路管理者である市の責任である。すぐに補修できないのであれば、例えば看板などで運転者に注意喚起を促すなどをすべきであり、本件事故は、市が道路管理者としての責任を果たさなかったことが原因であるので、破損した車の修理代を支払ってほしい。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和2年4月)【不備なし】

国家賠償法第2条第1項においては、「道路、河川その他の公の営造物の設置 又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、 これを賠償する責に任ずる。」とあり、これまでの判例により、この「瑕疵」と は、営造物が本来備えるべき安全性を欠いている状態のものをいい、瑕疵の有 無については、当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事 情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきとされているようです。

本件において、市は、申立人への事情聴取や現地確認を行い、事故箇所の縦断勾配の測量を行うほか、交通量や路面に接触する車両の有無について調査しており、その結果、①申立人が通行したという車線について、約-3%から約-10%に縦断勾配の変化が確認されたが、直ちに補修が必要なほどの危険性はなく、路面に明らかな接触痕はなかったこと、②本件車両損傷事故の発生直前に行った道路パトロールにおいて、危険な箇所であるとは判断されていないこと、③事故箇所の交通量及び路面に接触する車両の有無を調査したところ、事故箇所を通過した車両 200 台のうち、全ての車両が路面に接触することなく通行しており、他の車両も同様に通過できると考えられることから、当該道路は通常有すべき安全性を欠いた状態であるとはいえず、道路の管理瑕疵はないとして、損傷車両の修理代を補償することはできないとの見解を示しています。

オンブズマンも現地を訪れ、段差の状況や路面に接触する車両の有無等について確認しました。事故箇所には段差があり、実際にオンブズマンが車両で通行した際に揺れを感じましたが、乗車していた車が路面に接触するということはありませんでした。また、車両の速度や車高によっては、車両の前方が路面に接触する可能性はあるように思われましたが、オンブズマンが確認していた間、路面に接触する車はありませんでした。

オンブズマンとしても、申立人の修理代の補償を受けることができず納得がいかないと思われるお気持ちは理解できるところですが、市は、様々な調査結果を基に保険会社とも協議した結果、補償できないとの結論に達したものであり、この結論が直ちに不合理であるとまでは言えないように思います。

4 環境分野

(1) カラス対策に関する市の対応 (建設局みどりの推進部)

私の自宅の近くの階段を通行中に階段脇の林に営巣しているカラスに後頭部を蹴られた。そこで、市に巣の撤去を求めたところ、現場に来た職員から「札幌市の方針のため、カラスの巣は撤去しない。」との説明を受けたが、階段を昇降する子どもや高齢者等がカラスに襲われた場合は命に関わると考えた私は、早急に手を打つように訴えた。委託業者が行った対策は階段の片側のみに文字が小さくて読めない看板を設置するだけで不適切・不十分なものだったので、反対側にも看板を設置するべきである。

この場所は平地ではなく階段であることから、背後からカラスに襲われた場合に、転倒した子どもや高齢者等が階段を転げ落ちて頭を打つなど命に関わる事故が起こることを懸念している。とりかえしのつかない事故が起こる前に、もっと効果的なカラス対策を具体的に示してもらいたい。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和元年9月) 【趣旨沿い】

市は、巣が林の中にあることが想定されることから、当初、わかりやすいよう看板を林側のみに設置したが、申立人からの要望を受けて、反対側にも看板を 1 か所増設したと説明しています。オンブズマンが現地を調査したところ、現地の階段は踊り場を挟みながら 60m 以上の長さがあり、林側に比べ反対側の視界が開けていることから、階段を昇降する場合、当然そちらに視線が行きやすく、「反対側にも看板を設置するべきである。」との申立人の主張はもっともと思われます。反対側のフェンスの看板は 1 枚では少ないと思われますので、市には、設置場所を増やすことを検討していただきたいと思います。

また、市は、申立人から要望を受けて現地に設置した 4 か所の看板のうち、階段の出入口 2 か所の看板を A3 サイズから 2 倍のサイズに取り替えたと説明しています。オンブズマンが現地で確認したところ、確かに当初設置した A3 サイズの看板については、文字が小さすぎるように感じ、取り替えたという 2 倍のサイズの看板も、高齢者が読みやすいサイズの文字とは思われませんでした。看板の内容自体はイラストがあり子どもにもわかりやすい一方、スペースの都合上、相対的に文字が小さくなることは悩ましいところだとは思いますが、市には、看板のサイズについて内容が読みやすい適切なサイズとなるよう、検討していただきたいと思います。

市は、市が管理している施設にカラスが営巣したことを確認した際には、カラスが巣立つまで、利用者や歩行者の安全を守るために種々の対応を行っていますが、本件については、巣を撤去するという対応は難しいとの見解を示しています。その上で、今後は毎年現地において、カラスの営巣及び子育て期に同様の威嚇行為が発生することが想定されるため、現地を所管している区土木部と連携して、看板の設置を行い対応するということです。したがって、自衛のための注意喚起や自衛の具体的な方法の周知を徹底する必要があるとオンブズマンは考えます。

5 税•財産分野

(1) 啓発物の発注に関する担当課からの連絡(市民文化局市民生活部)

私は、啓発物について今後発注予定があるなら教えてほしい旨、担当課を訪問して尋ねたところ、ビニールのようなバッグを検討しているとのことであった。このため、再度ビニール製品のカタログを持参し担当課を訪問したところ、担当職員に「ビニール袋ではない。」と言われ、「ビニール袋でないなら何か。」と聞いたところ、実物を見せられ、エコバッグだと言われた。そのため、別のカタログを持参して再度訪問した。しかし、その後1か月以上経っても何の連絡もないため、担当課に電話をしたところ、啓発物の発注は他社に決まったとの説明を受けた。こちらから聞かなければ、発注決定に関する動きは、まったくわからなかった。3回も訪問した我が社に何の連絡もなく、他社で見積合せをして決定したのかと疑問に思っているので、事実関係を明らかにしてほしい。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和2年1月) 【趣旨沿い】

市は、本件の啓発物発注においては、申立人が初めて担当課に来訪した時点では、補助金を利用して一般競争入札等によって契約することを想定していましたが、他の補助金業務を含めた補助金執行見込額の精査を重ねる中で、本件啓発物の作製に使用できる補助金額が減少していき、予算上限を30万円未満に変更せざるを得なくなり、障害者就労施設等との特定随意契約を締結することとしたと説明しています。また、申立人の提示する製品が市の希望するものとは異なり、申立人から他社を探すことを促す趣旨の発言があったことから、本件啓発物作製については申立人に対してこれ以上の相談等を行うことは困難であると認識するに至ったこと、さらに、そのやり取りの後に、予算等の詳細が決定したと説明しています。本件の啓発物発注決定に至る経過については、市の契約業務に関する各通知・方針に則り、他社との契約が締結されており、オンブズマンとしては契約の手続については特に問題はないように思います。

さらに市の回答によると、一般的な物品発注の流れとして、見積もり等の段階まで進んでいる場合等は、発注の経過や決定等について業者に連絡しているということでした。しかし、本件では、市が、申立人からの他社を探すことを促す趣旨の発言をもって、申立人へのこれ以上の相談や発注は困難であると認識したため、その後は連絡を行わなかったもので、双方の認識に誤解が生じていたため、今回の苦情申立てにつながったように思います。オンブズマンとしては、入札や見積合せに参加した経験のある業者であっても、その仕組みや流れを詳細まで理解することが困難な場合もあるかと思われますので、本件でもこういった流れを可能な限り申立人に事前に説明して理解を得ることができていれば、「知らないうちに発注が他社に決まり、自分には何の連絡もない。」というような印象は持たれなかったのではないかと思います。

今後はこうした誤解が生じないよう、市民対応と同様に営業活動に訪れた業者に対しても、丁寧な説明や対応をお願いしたいと思います。

(2) 住民税額変更通知書再発行(財政局市税事務所)

私は、確定申告した後に住民税税額変更通知書が届かず、何の連絡もないまま、平成31年4月給与で住民税が多額に還付されたことについて、市に説明を求めていた。その中で、平成31年3月に住民税税額変更通知書を発行しなかったことについて、市は、調整納入は徴収税額是正手法の一つであり、地方税法には違反していないとの見解を示したが、私は、地方税法第321条の6第3項を「市町村は月割額を定める義務があり、特別徴収義務者は市町村が定めた月割額で徴収する。」と解釈している。月割額の取扱いについて、市から的確な説明がなされないままであり、疑義があり納得できないので、地方税法第321条の6第3項の月割額の扱いをわかりやすく教えてほしい。

また、現在は、紛失等により住民税税額変更通知書を再発行する場合、「再発行」とは記載されずに、どれが原本かわからない。再発行する場合には、変更通知書に「再発行」と記載してほしい。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和2年2月)【不備なし】

給与所得に係る特別徴収税額の変更については、地方税法第321条の6では、 特別徴収税額に誤りがあることを発見した場合その他特別徴収税額を変更する 必要を生じた場合には、直ちに特別徴収税額を変更して、特別徴収義務者と納 税義務者にこれを通知しなければならない旨が規定されていますが、市による と、市町村が特別徴収義務者の事務処理状況を把握することは現実的に不可能 であるため、市町村が特別徴収義務者の違法状態を是正させるために変更通知 書を送付することについては、制度上において想定されていないということで す。オンブズマンとしても、地方税法第321条の6第3項は、あくまで確定申 告又は住民税申告に伴う増・減額の賦課決定処分が行われた場合、特別徴収義 務者が義務の履行に支障をきたすと判断される場合に月割変更を行う場合等を 想定しているものと考えます。

本件のように、特別徴収税額に誤りがあることが発見された場合、月割変更を行わず調整納入による是正をすることは、特別徴収義務者において、地方税法上の違法状態を是正し、特別徴収義務者としての義務を履行しようとしたものに過ぎず、直ちに法に反するとは言えないと思います。また、市町村が特別徴収義務者の違法状態を是正させるために変更通知書を送付することについては、制度上において想定されておらず、市が平成31年3月に住民税税額変更通知書を発行して月割変更を行わなかったことについても、法に反しているとは言えないと考えます。

なお、紛失した変更通知書が、後日発見される可能性があること等を考える と、混乱を防ぐためにも、再交付した通知書には全てに対し「再交付」である ことを明記することが、オンブズマンとしても望ましいと考えます。

(3) 控除の適用要件 (財政局市税事務所)

私は毎年、住民税を支払ってきたが、令和元年 12 月以降年金から天引きされる住民 税額が多くなった。その理由がわからず、市税事務所を訪れたところ、対応した係長か ら、同居している子(障害者手帳所持)について、住民税の申告において、障害者控除 と扶養控除を受けられないとの説明を受けた。しかし、なぜこれらの控除が受けられな いのか、その理由や詳細を説明してもらえず、また、この金額をいつまで支払い続けな ければならないのかについても説明してもらえなかった。

ついては、障害者控除及び扶養控除を受けられない理由を明確に説明してほしい。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和2年3月) 【不備なし】

まず、扶養控除と障害者控除の適用要件ですが、扶養控除を受けられるのは生計を一にする親族で、前年の合計所得金額が38万円以下である場合とのことであり、市によりますと、申立人の賦課情報と被扶養者情報を照合したところ申立人の子の所得が38万円以上であり、扶養控除の適用要件を満たさないことが判明したとのことでした。オンブズマンも、申立人の子の確定申告書から、合計所得金額が38万円を超えていることを確認しました。

また、障害者控除は「本人、その同一生計配偶者または扶養親族が障がいのある方の場合」が適用要件となっています。申立人の子は障害者手帳を所持しているため、申立人の扶養親族と認められる場合は障害者控除も適用されることになりますが、上述のとおり、申立人の子は扶養控除の適用要件を満たさず、扶養親族とは認められないため、障害者控除も受けられないということでした。

申立人は当初、扶養控除及び障害者控除を含めた所得控除の合計額を申告していましたが、上述のとおり、扶養控除及び障害者控除が適用されませんので、所得控除の合計が扶養控除及び障害者控除の合計額分下がることになります。その結果、市・道民税の合計額が当初より増額になったということであり、オンブズマンは、この金額が申立人の合計所得金額や所得控除合計額等から、適正に計算されたものであることを確認しました。

オンブズマンとしても、申立人が、扶養控除及び障害者控除が受けられず、 市・道民税額が増額となったことに驚きと不満を感じられたことは理解できる ところですが、扶養控除及び障害者控除が適用されなかったことに問題はなか ったものと考えます。

その場にいなかったオンブズマンは、申立人に対し、実際にどのような説明がなされたのかはわかりませんが、市は、今後とも申立人の疑問を解消するために真摯に対応していくとの見解を示していますので、オンブズマンとしても申立人が後から説明内容を確認することができるよう、口頭による説明に加えて、わかりやすい説明資料を作成するなどの工夫を行うなどして、引き続き親切丁寧な対応をしていただくようお願いしたいと思います。

6 その他の分野

(1) 証明書の渡し間違い (区市民部)

区役所で私の子が転出証明書(以下「証明書」という。)を受け取ったが、翌日昼頃、 区役所の戸籍住民課の職員から証明書の渡し間違いをしたと電話があり、同日、職員が、 再発行した私の子本人の証明書を持参し、私の子へ渡し間違った別の方の証明書を引き 取りに来た。

証明書を渡された際に確認しなかった私の子も悪いかもしれないが、本来、窓口の職員が記載に誤りがないか確認してから渡すものであるだろうし、個人情報の漏洩ではないかと聞いたところ、「今後、気を付けるように指導する」、「この時期は繁忙期でもあり・・」旨の答えだった。1日1,000人もお客様がくる状態で手抜き作業を行っているとすれば、渡し間違いはさらにあるのではないか、個人情報を管理する区役所であるのにリスク管理が徹底されていないのではないかと考え、申立てをするに至った。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和元年5月) 【趣旨沿い】

市によると、今回の誤交付が生じた原因の発端は、通常は 1 件ずつ行っている交付前処理を、年度替わりの繁忙期で、多くの市民がお待ちの中、少しでも待ち時間を短縮しようと、複数件まとめて行ったことにより、出力されている複数件の審査帳票・転出証明書と届出書を、ファイルに振り分けて入れていたところ、その作業中に、2人の証明書を取り違えてファイルに入れたことに加え、交付担当者が転出証明書を渡す際に、聞き取りによる本人確認を怠ったことで、取り違えたまま交付してしまったということです。

申立人の、リスク管理が徹底されていないという疑念に対し、市は、転出証明書を交付するまでには、受付担当、入力担当、審査担当、交付担当を通して二重三重のチェックをしながらなされていること、また、交付担当が証明書を渡す時には、証明書に記載の氏名と交付の窓口に取りに来た人が同一人であることを確認するために、聞き取りによる本人確認をした上で、証明書を渡すと説明しています。オンブズマンは、交付申請がなされてから証明書が交付されるまでの間に誤交付を防ぐためのチェックが何重にもされていることを本件の調査で知りましたが、今回実際に誤交付が起き、個人情報漏洩という重大な事故につながったことは、現行のリスク管理体制に警鐘が鳴らされたと考えます。

市は、交付担当者が市民に証明書等をお渡しする際は聞き取りによる本人確認をした上で確実に本人に渡すこと、各業務工程での着実な履行と複数人によるチェックを機能させることについて個別に指導した上で係会議においても注意喚起を促すことを、今後もより一層徹底していくとのことでした。オンブズマンとしても、市には今回の事案を教訓として、現行のリスク管理体制を単に継続させることなく、問題点の洗い出しや必要な検証・改善を加えながら、さらなるリスク管理の徹底に取り組んでいただきたいと思います。

(2) 法律相談の弁護士の対応 (保健福祉局総務部)

市の指定管理者が行っている法律相談を利用したが、対応した弁護士の態度があまりにも酷かった。

弁護士は、まず、私が机の上に置いた物の中身をすべてチェックした。次に、私が持参した資料を見せたところ、弁護士から、高圧的な強い口調で、「これが一体なんだと言うのですか。」「私が相手の弁護士なら、こんなことには行く必要がないと言う。」と言われ、こんなこと呼ばわりされたことに憤りを感じた。また、弁護士は高圧的な口調であり、この弁護士の対応のせいで、私はもう二度と市の相談に行きたくないという気持ちになった。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和元年5月)【不備なし】

申立人は、市の指定管理者が実施している法律相談を利用したところ、対応 した弁護士が高圧的な口調で、態度も酷いものだったとして苦情を申し立てら れましたが、市は、申立人の指摘した事実はない、または異なるやりとりであ った旨を回答しています。その場にいなかったオンブズマンにはどちらの言い 分が正しいかわからないことから、この点について判断を述べることはできま せん。

ところで、法律相談に訪れる市民は、様々な法的問題の解決を図りたく専門家の助言を求めているものと思います。また、担当弁護士には時間の制約がありながらも、単に法的問題に対して助言するだけではなく、相談者の切実な状況に寄り添いつつ、信頼関係を築いて相談に対応することが求められています。市においては、指定管理者に法律相談業務を行わせている以上、相談に同席するわけではなく、法律相談の助言等の内容については、専門家である弁護士に任せるほかありませんが、法律相談は、市と指定管理者との協定書に基づく管理業務仕様書において定められている業務として実施しているとのことなので、個別の法律相談の内容に対してではなく、相談者に対する対応の仕方や態度などについては、指定管理者を通じて弁護士事務所に対し、一定の要望を行うことは可能ではないかと思います。

本件において、担当弁護士は高圧的な強い口調で発言したという認識はないとのことですが、一方、申立人が不快感を持たれたことも事実です。その点について、法律事務所は、「相談者の希望に沿うものではなかったため、相談者が強い不満を抱いたもの」と認識しており、その上で「相談者の希望に沿わない結論であっても、ご不満を抱かれないように努める」と回答しており、それを受けて市は「相談者に寄り添った丁寧な対応を行うよう、指定管理者に対して、監督・指導していく」と回答しています。

法律事務所も市もさらなる改善に努めると回答していることから、オンブズマンとしても、今後、一層、相談者に寄り添った法律相談がなされることを期待します。

(3) マイナンバーカードの交付(区市民部)

私の1歳半の子どものマイナンバーカードの受け取りのため、仕事の合間に子どもを連れて、本人確認書類としてパスポートを持参したところ、窓口担当者から、「本人確認書類は2つないといけない。」と言われた。私は、パスポートの場合、本人確認書類は1つでよく、窓口担当者の認識が間違っていることを伝えたが、窓口担当者は取り合わず、私は母子手帳と保険証を取りに家に帰るはめになった。また、私が困っているのに他の職員は誰も助けてくれなかった。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和元年6月) 【趣旨沿い】

市は、本件について全面的に申立人の主張を認め、1歳半の乳幼児を連れて 自宅と区役所を2度も往復するという手間と時間を申立人にかけさせてしまっ たことについて謝罪しています。

市によれば、これまで乳幼児については、大多数が健康保険証と母子手帳の 組み合わせで本人確認を行っていたことから、本人確認書類が 2 点必要である と思い込んでいた窓口職員が、誤った案内をしたとのことです。加えて、申立 人から疑問を呈されたにもかかわらず、窓口対応職員は対応を急ぐあまり、事 務処理要領等で再確認をしなかったとのことです。

しかし、申立人は再三、パスポートの場合は写真付き証明書なので 1 つで良いということを伝えたとのことであり、この時に、窓口対応職員が申立人の訴えによく耳を傾けて、事務処理要領等で再確認をしていれば、説明の誤りを訂正できたと思われることから、対応には問題があったと指摘せざるを得ません。また、近くにいた他の職員の助力もなかったことは、オンブズマンとしても大変残念に思います。

市は、本件申立てを受けて、マイナンバーカードに係る取扱いについて、交付手続きの業務に携わる職員を対象にした研修を実施する必要性を強く認識したとのことであり、OJT (職場内実務訓練)を含めた研修を実施し、市民に適切な説明ができるよう対応を改善していくとのことです。加えて、窓口対応職員と申請者の間で認識の相違がみられた場合には、対応した職員1名で判断するのではなく、他の職員と2名以上で提出書類を確認し、申請者の申出内容をよく聞き取った上で再確認するなど、受付体制のあり方についても検討の上、再発防止に取り組むとのことです。

以上のように、市が申立人に対して謝罪をし、具体的な改善策を提示していることは、申立人の指摘を真摯に受け止めた結果と考えます。オンブズマンとしても、市には、事務処理要領の再確認及び申請者から疑問が呈された際には複数人による確認を徹底する等、受付体制の見直しを行うことにより再発防止に取り組んでいただきたいと思います。

(4) 市営住宅の管理人(都市局市街地整備部)

私は市営住宅に居住しており、洗面所の水漏れがあったため管理人に連絡したところ、「管理業者が A 社に変わっており、私は住宅の管理のことは全くわからない」と言われた。私は、管理人が A 社から派遣されていると思っていたが、実は一般財団法人札幌市住宅管理公社(以下、「住宅管理公社」という。)から派遣されているとのことだった。翌日、私は直接 A 社に連絡をして水漏れの修繕を行った。

住宅管理公社から派遣されている管理人であっても、入居者から連絡を受けたのであれば、せめて管理人から A 社に伝えるなどの仕事をするべきではないか。管理人がいるにもかかわらず、入居者が直接管理業者に連絡をしなければならないのはおかしい。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和元年9月)【不備なし】

市によれば、施設の管理と入居者の管理は A 社と住宅管理公社が別々に担うようになったということです。このため以前のように業務の区分を超えて便宜を図れなくなったことは、ある意味やむを得ないようにも思いますが、一方で、入居者としては、これまでのような便宜を図ってもらえなくなったことについて不便を感じられることも当然と思われます。これに対し、市は、指定管理業務の受付や指定管理者への取り次ぎは管理人の行う業務ではないこと及び入居者ご本人から直接修繕箇所等の具体的な内容を伝えていただく方が間違いないと思われることから、管理人を介さず入居者から指定管理者へ直接連絡することに問題はないとの見解を述べています。

オンブズマンは、入居者ご本人から直接指定管理者へ修繕箇所等の具体的な内容を伝えていただく方が間違いないとする市の考え方については一定の合理性があり、直ちに否定するものではありません。しかし、直接指定管理者へ連絡をとることの困難な入居者もいるかもしれず、現場の状況も様々なので、臨機応変な対応が必要な場合もあるように思います。加えて、仕様書には集会所等管理運営業務として、管理人の行う業務が具体的に記載されており、「入居者から修繕依頼があった場合には、指定管理者に引き継ぐこと。」とあります。

オンブズマンの聞き取り調査における市の説明では、「引き継ぐこと」の内容は、管理人が指定管理者の連絡先を伝えること等を想定しているとオンブズマンは理解しました。しかし、この仕様書の文言を素直に読むと、指定管理者の連絡先を伝えるだけではなく、取り次ぎをすることも含まれるようにも読めます。このことは、住宅管理公社から派遣されている管理人であっても、入居者から連絡を受けたのであれば、せめて管理人から A 社に連絡するなどの仕事をするべきではないかと申立人が主張していることとも関連し、サービス向上にも繋がると思われることから、市には、「引き継ぐこと」の内容について、再検討の上、整理していただきたいと思います。

(5) 請求書への理事長の委任状添付 (保健福祉局高齢保健福祉部、会計室)

私は独立行政法人の病院で経理を担当している。介護保険に係る主治医意見書の作成料について、これまでは作成料の請求書を院長名義で札幌市に送付し、その後、問題なく当院に入金されていた。ところが、令和元年7月に院長名義の請求書を札幌市に送付したところ、同年9月上旬、介護保険課から札幌市の会計規則上、院長と理事長の委任関係を明確にする必要があり、委任状の提出がなければ作成料を支払うことができないと連絡を受けた。

委任状を作成するには理事長の押印が必要であり、病院内での承認のほか、上部機関の本部での承認や説明・郵送等の手続が必要であり、簡単に作成できるものではない。 「依頼を受けて作成した主治医意見書」と「院長名義の請求書」を送付しているのだから、当然に作成料を支払っていただく必要があると思われる。委任状の提出がないという理由で支払を拒むことは、法律上問題があるのではないか。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和元年10月) 【趣旨沿い】

市は、地方自治法の規定に基づき、会計規則第61条において、法人代表者以外の者から請求書の提出があったときは、委任状の提出を求めており、本件においても、委任関係を確認するため、委任状の提出を求めたものであると説明しています。

ただし、これについては例外があり、市は、平成 27 年に会計室及び 10 区の会計係長会議において、独立行政法人の会計規程によって院長等が請求・受領に関する権限を有していることが確認できることに加えて、独立行政法人への移行以前は国の機関であり、支出に際し委任状を不要としていたことから、委任状の提出がなくとも支出する取扱いとなったところ、その取扱いについて、市の各課に文書で周知されていなかったことが、本件申立ての要因となってしまったと述べています。オンブズマンも関係規程及び当該会議の報告書に取扱いを定めたことが記載されていることを確認しました。

市は、この取扱いについて、財務経理ハンドブックに早急に追記し、今後、 内部の会議において重要事項の議論がされた際は、財務経理ハンドブックの記載を含めた様々な対応によって庁内各課に対する周知を徹底していくと回答しています。オンブズマンとしても、そのような対応を取ることは重要であると思いますし、本件についての財務経理ハンドブックの追記には若干の時間を要すると思いますので、まず文書を配布するなどして早急に周知をするべきであると考えます。

市の改善等の状況 ※令和2年4月フォローアップ調査

令和元年 10 月に財務経理ハンドブックを一部改訂し、併せて庁内向けのホームページにも財務経理ハンドブックを公開しました。また、その後 11 月には、受任者又は代理人の権限を証する書類について、委任状等による以外に、商業・法人登記及び内部規程があることを整理・明確化すべく、財務経理ハンドブックを一部改訂したことを周知しました。

(6) 市営住宅退去時の修繕費の査定(都市局市街地整備部)

私は市営住宅を退去するにあたり、指定管理者(以下「A 社」という。)が行った退去査定において、修繕費が敷金を超える金額と査定され差額を請求された。私は、①玄関の鍵を3本返却するよう言われたが、元鍵を返却するようにとは言われなかったので手元にあった鍵4本のうち3本を返却すると、元鍵を紛失したとして費用を請求されたこと、②退去査定の際、退去者修繕費内訳書を見ると、「美装3DKOO円」となっており、担当者に説明を求めたところ、クリーニング料は1部屋OO円と決まっていて、札幌市が決めたことなので、お宅は3DKだからOO円である旨の説明を受けたことの2点に納得ができない。このため、担当課に問い合わせたが、やはり、納得できる回答ではなかった。以上のことについて、オンブズマンに調査してほしい。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和元年11月) 【趣旨沿い】

市によると、入居時に配布している市営住宅ガイドには、返却できない貸与鍵があった場合には、新たな鍵を作成する費用を退去者に負担していただく旨を記載しているとのことですが、オンブズマンとしては、退去時までそのことを記憶していることは難しいように思われ、特に申立人の場合は、長年本件市営住宅にお住まいとのことなので、尚更であるように思います。

この点について、市は今後、入居時の貸与鍵が返却できない場合、新たな鍵の作成費用は退去予定者が負担することについて、退去予定者に事前に説明し、本件のようなことが起こらないよう、各指定管理者に指導するとの見解を示しているので、退去時に配布される「退去査定時の確認事項」の記載内容の見直しを含め、各指定管理者への指導をお願いします。また、それに加え、入居者に対し、例えば回覧板や掲示板等で、定期的に、貸与鍵の紛失に注意するように呼びかけるなどの対応を行うことなどについても検討していただきたいと思います。

また、市によると、各修繕費用の単価については A 社において設定し、美装費用 (クリーニング料) は部屋の型式ごとに決めており、1 部屋〇〇円と決まっているとの説明はしていないとのことでした。ただ、A 社としては、「市営住宅の場合、民間住宅と違って」という意図で説明したようですが、この意図が同居人に伝わらず、誤解を与えたものと説明しています。

修繕の施工業者については、各指定管理者に選定が委ねられているということですが、市では、実勢価格の変動を常に把握することで、各指定管理者が修繕単価を適正に決定していることを確認しているとのことです。したがって、適正な価格の範囲の中で、各指定管理者によって修繕単価に若干の差異が生じることは、オンブズマンとしても致し方ないものと思います。また、査定内容に関して正確に理解していただけるように丁寧な説明を行うよう、市は、改めて各指定管理者に指導するとのことなので、オンブズマンとしても、その指導が確実に行われることを期待します。

市の改善等の状況 ※令和2年4月フォローアップ調査

指定管理者が退去査定を行うにあたり、入居者が準備すべき事項等を記載した 文書について記載内容の見直しを行い、複製鍵の返却は認められないこと及び返 却できない場合は新たな鍵の作成費用を請求することについて明記し、退去届を受 理した際に退去予定者へ配布することにしました。また、郵送にて退去届を提出す る場合も、退去届用紙を退去予定者へ送付する際に同封することにしました。

<新しい案内文の記載内容>

退去査定について

退去する際は、内装・設備等の汚れ・破損箇所を当初の状態に戻していただく必要がある ため、指定管理者が立ち合い、退去される方の負担で修繕していただく箇所、範囲等を決定 し、その費用を査定します。査定の日程調整のため、指定管理者のもとに退去届が到着後1 週間以内に、指定管理者より電話連絡させていただきます。

(郵送提出された場合も指定管理者のもとに到着後1週間以内)

退去される方が負担しなくてはならない修繕範囲は裏面のとおりです。ただし、裏面に記 載のない場合でも、故意や過失により破損や汚損させてしまったものは退去される方の負担 となります。

退去される方が負担する費用は入居時に支払った敷金を充て、足りない場合は差額を支払 っていただきます。敷金が余った場合は後日返金します。

1.	当日必要なもの				
	入居時にお渡しした玄関の鍵3本				
	複製鍵の返却は認められません。返却できない場合は新たな鍵の作成費用を請求させていただきます。				
	印鑑 (退去届に押したもの)				
	預貯金通帳 (敷金の返金がある場合の振込先の確認)				
	取扱説明書 (入居時に受け取ったもの。紛失した場合は不要。)				
2.	退去査定当日までに終わらせておくこと				
*	終わっていない場合は査定日を変更いたしますのでご注意ください。				
	全ての荷物の搬出、各部屋の清掃				
	集合郵便受けの名札と鍵の取り外し、郵便物等の片付け				
	トランクルーム内の片付け、鍵の取り外し				
	玄関の表札の名札の取り外し				
	自転車置場に自転車がある場合の片付け				
	パイプスペース (水道メーター、ガスメーター等がある場所) 内やベランダに私物を置いている場合の片付け				
	自分で取り付けした網戸や洗面所の鏡、温水洗浄便座(ウォシュレット等)、照明器具等の取り外し				
	模様替申請により変更したものの原状回復 (手すり、カメラ付きインターホン等)				
	ガス会社から購入し取り付けした、浴槽・風呂釜・ガス湯沸かし器がある場合の取り外し				
	(ガス会社に連絡して外してもらって下さい。)				
	電話用モジュラージャックへ繋いでいる、インターネット回線用の配線とモジュラージャックの取り外し				
-	紅油ナールタンクがもて担合の樹土				

(7) プレミアム商品券購入引換券の未着に対する対応 (経済観光局産業振興部)

私は、さっぽろプレミアム商品券のお知らせとさっぽろプレミアム商品券購入引換券の申請書が送られてきたので、申請書を送付し、引換券が届くのを待っていたが、なかなか届かないので、市のさっぽろプレミアム商品券お問い合わせセンター(以下「お問い合わせセンター」という。)に問い合わせた。

お問い合わせセンターの説明によると、市では、私の申請を受けすでに引換券を発送しているとのことだったが、実際には自宅に当該郵便物は届いていなかったので、引換券の再発行をお願いした。しかし、「再発行はできません。」とにべもない返事だった。 私は、自分の落ち度で紛失したわけでもないのに、再発行しないという市の対応に納得がいかない。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和元年12月)【不備なし】

市の説明によれば、プレミアム商品券事業は、消費税率の引き上げに伴って、 国の補助金によって各自治体において実施されている事業であり、国の定めた プレミアム付商品券事業実施要領やプレミアム付商品券事業自治体 Q&A 等に基 づいて全国の各自治体が実施しているということです。Q&A によると、購入引 換券を紛失した場合であっても、原則として再発行できないとされており、札 幌市においても、公式ホームページ上の「さっぽろプレミアム商品券」に関す る「市民向け よくある質問」のコーナーにおいて、購入引換券や商品券を紛失 した場合、再発行できますか?」との質問に対し「紛失等の理由による再発行 は致しませんので、取扱いには十分ご注意ください。」と示されています。

市は、購入引換券を含む郵便物を確実に郵送するため特定記録付郵便で送付しており、本件では、郵便局の特定記録によると、申立人の郵便受けに届けられたとの記録があり、市は購入引換券を申立人に対して送付したことは間違いないようですが、何らかの事情で申立人の手元に購入引換券が届かなかったようです。したがって、申立人としては購入引換券の取扱いについて、注意したくても注意のしようがなかったと思われ、再発行を求めるお気持ちは十分に理解できるところでありますが、プレミアム商品券事業は、国の制度として市が行っている事業であり、国の基準で購入引換券は災害等の不可抗力による場合を除き再発行しないこととされている以上、市としても再発行できないとする対応自体はやむを得ないと思います。

(8) 災害義援金の申請受付の終了(市民文化局地域振興部)

私は、北海道胆振東部地震により自宅が損壊し、り災証明書の交付を受けたことから、 平成31年4月に担当課で北海道胆振東部地震災害義援金(以下「災害義援金」という。) の申請書の用紙をもらった。

改修工事の領収書など提出書類の準備を終え、令和2年2月に入ってから担当課に行き、災害義援金を申請しようとしたところ、同年1月31日で災害義援金の申請受付を終了している旨の説明を受けた。そこで私は、書類の準備等で遅れてしまったことを伝えたが、災害義援金の申請受付の終了期日は変更できないと言われた。

私は、災害義援金の申請のために、1年以上も前から書類を準備していたのに受付されず、大変残念でならない。災害義援金の申請受付の終了期日を変更していただき、被 災者が災害義援金を受け取れるように救済してほしい。

オンブズマンの判断 (調査結果通知:令和2年4月)【不備なし】

市の説明によれば、災害義援金の使用にあたっては、国の作成した「防災基本計画」に則り、道や市の配分委員会において審議し、被災者への配分を行っており、申請受付の終了期日については、り災証明書の交付の申請受付の終了期日の決定を受けて、市の配分委員会において審議し、その結果を踏まえて決定したということです。

オンブズマンは、市の配分委員会において審議された内容や決定に至るまでの経緯を確認しましたが、申請受付の終了期日については、市が述べるように適正な手続きを経て決定しているものと認められました。また、今回は道からの義援金と市の義援金を合わせて被災者へ配分を行っているとのことであり、道に対する義援金対象世帯の最終報告期限が決められた背景を考慮しても、受付期間終了後の申請は受け付けられないとする市の見解はやむを得ないものと考えます。

市は、申請受付の終了期日について、札幌市公式ホームページ、生活支援ガイド及び広報さっぽろで市民への周知を図っていたと説明していますが、オンブズマンは、これらの媒体に掲載された情報を見逃したりするなどして、申請受付に終了期日が設けられていることを知らずにいる市民も少なからずいるのではないかと思われました。また、オンブズマンが申請書の内容を確認したところ、「1.被害区分」の下段に「(申請期限は未定。決定した際には、広報さっぽろや HP 等でお知らせします。)」との一文がありましたが、「被害区分の区分変更」の申請の内容に付記されており、この申請期限(申請受付の終了期日)が、被害区分の区分変更の申請に対するものなのか、申請書そのものに対するものなのか、わかりづらい記載になっていました。

オンブズマンは、市においては、今回、申請受付の終了期日を申立人にお知らせすることができなかったという事実を踏まえ、申請受付に終了期日が設けられることについて、例えば、申請書の注意事項の欄にわかりやすく記載するなど、より注意喚起を促すための工夫を、今後同様の事例があった場合は、検討していただきたいと思います。

Ⅲ オンブズマンの発意による調査(令和元年度)

国民健康保険被保険者証の送付方法

札幌市オンブズマン 房川 樹芳

調査の趣旨(要約)

令和元年度、オンブズマンに対し、国民健康保険被保険者証(以下「被保険者証」という。)が区役所から送付されているのに届かないという苦情申立てが複数ありました。

札幌市では、被保険者証を普通郵便で送付しており、希望者に対してのみ、 簡易書留で送付しています。その理由について、市は、上記の申立てに対する 市の回答において、①普通郵便によっても、一般には安全に配達されている、 ②被保険者の中には、仕事等の都合により日中不在で、郵便物を受け取ること が困難であるため、受領印の押印等、受取行為が必要な簡易書留ではなく、郵 便受けに投函される普通郵便での送付を希望する方が多い、③簡易書留で送付 することには郵送経費の面からも多額の費用を要する、と説明しています。

オンブズマンとしても、市が挙げた理由のほか、他の地方自治体でも、普通 郵便で送付を行っているところが多いことからすると、普通郵便で被保険者証 を送付することに問題があるとまではいえません。しかしながら、被保険者証 が被保険者の手元に届かないという事態が現実に起こっており、上記の申立人 は、被保険者証には、氏名や住所、生年月日などの個人情報が記載されている ことから、それが他人の手元に渡り、悪用されることを危惧されていました。

市では、発送された被保険者証が所在不明となった場合に備え、当該被保険者証の効力を無効にするための無効告示の制度を整えています。ただ、無効告示を行い、被保険者証の効力を無効にしたとしても、被保険者証には個人情報が記載されているため、他人の手元に渡った場合には、個人情報が漏洩してしまうことに変わりありません。

上述のとおり、現在、札幌市では、普通郵便で被保険者証を送付することを原則とし、希望者に対してのみ、簡易書留で送付することとしていますが、オンブズマンとしては、被保険者証には個人情報が記載され、社会的にも身分証明書として利用されることが多い、重要なものであることからすると、現在の送付方法について、簡易書留で送付することを原則とし、希望者には普通郵便で送付するという対応もあり得るのではないかと考えます。

全ての被保険者に対し、被保険者証を簡易書留で送付するには多額の費用が

かかるなど、検討しなければならない問題が多々あるかと思いますが、他の地方自治体の中には、簡易書留で送付することを原則としているところもあるようです。人口等の規模が札幌市と異なるなどの事情により、他の地方自治体でできることが、そのまま札幌市でもできるとは限りませんが、近年、個人情報の流出などによる犯罪が多発していることなどからすると、これまでの方法を継続するだけではなく、時代の変化に合わせ、様々な方策を検討し、実行すべきではないかと考えます。

そこで、オンブズマンは、被保険者証の送付方法に関する市の考え方について、発意による調査を行うことといたしました。

市の回答(要約)

(1) 被保険者証の交付方法及び交付状況について

札幌市では、被保険者が住民票上の住所に居住していることを確認するため、また、一度に大量に交付できることから、郵送で被保険者証を交付しています。そして、普通郵便で送付しているのは、上記発意に基づく調査の趣旨にもあるとおり、①普通郵便によっても、一般には安全に配達されている、②被保険者の中には、仕事等の都合により日中不在で、郵便物を受け取ることが困難であるため、受領印の押印等、受取行為が必要な簡易書留ではなく、郵便受けに投函される普通郵便での送付を希望する方が多くいる、③簡易書留で送付することには郵送経費の面からも多額の費用を要することがその理由です。

ただ、希望者に対しては、簡易書留による送付も行っており、希望される場合は、お住いの区の区役所の保険年金課保険係窓口に直接来庁するか、封書か ハガキに被保険者証の記号番号、住所、世帯主の氏名、電話番号と、簡易書留 による送付を希望する旨を記載のうえ郵送で申し込む必要があります。

札幌市では、令和元年度、被保険者証を 260,512 通、後期高齢者医療被保険者証を 248,633 通送付しており、このうち、簡易書留で送付した被保険者証は 5,626 通(交付率:2.2%)、後期高齢者医療被保険者証は 4,061 通(交付率:1.6%) となっています。

(2) 簡易書留による送付の周知方法について

希望される場合には簡易書留による被保険者証の送付が可能であることについては、新しい被保険者証に同封する文書や「広報さっぽろ (7月号)」、国民健康保険の加入時にお渡しする「国保加入者の手引き」や札幌市のホームページに記載しているほか、各区役所の保険年金課の窓口において、掲示物や口頭による案内や説明によっても周知しております。

(3) 被保険者証の未着問合せ件数について

被保険者証が手元に届かないといった問合せは、平成 28 年度は 481 件、平成 29 年度は 357 件、平成 30 年度は 496 件、令和元年度(令和元年 11 月 13 日現在)は 378 件です。

(4) 被保険者証が届かないという申出に対する対策の検討状況について 市では、被保険者証が手元に届かないという申出があった場合には、発行し た被保険者証の効力を無効にするための無効告示の制度を整えております。併 せて、警察への相談や、個人信用情報機関に身分証明書の紛失等を登録する本 人申告制度について、情報提供を行っております。

(5) 第三者による悪用のリスクについて

札幌市では、平成 16 年、郵便受けから被保険者証が盗まれ、携帯電話の契約や銀行口座の開設に悪用される事件が発生しました。これを受け、これまでは、全件普通郵便で送付していたところ、平成 19 年度から、希望者を対象に、簡易書留での送付を行うことといたしました。

その後、第三者による悪用の事例は発生していないことから、市といたしましては、本取組により、悪用リスクの軽減に一定の効果を上げているものと認識しております。

なお、昨今の個人情報の取扱いや本人確認の厳格化により、顔写真のない被保険者証は、補助書類がないと携帯電話の契約や銀行口座の開設ができない取扱いとなっていることが多くなっております。

(6) 被保険者証を簡易書留で送付することを原則とした場合の郵送経費について

札幌市では、被保険者証と後期高齢者医療被保険者証の両方を普通郵便で送付しており、被保険者証を簡易書留で送付することとした場合には、後期高齢者医療被保険者証の送付も簡易書留で行う必要があると考えております。

上述のとおり、札幌市では、令和元年度、被保険者証を約260,000 通、後期高齢者医療被保険者証を約250,000 通送付しております。簡易書留で送付する場合には、1通当たり基本料金に320円が加算されることになるため、郵送費が約1億6千万円増加することが見込まれます。

(7) 他の地方自治体の郵送方法について

本件申立てを受けて、他の政令指定都市 19 市に被保険者証の交付方法について聞き取り調査を実施したところ、札幌市と同様に普通郵便で送付することを原則としている都市が 8 市 (静岡市、浜松市、新潟市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市)、簡易書留で送付することを原則としている都市が 10 市 (仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、北九州市)、特定記録付郵便で送付することを原則としている都

市が1市(川崎市)でした。

(8) 簡易書留で送付することを原則とした場合に想定される課題及び問題点について

札幌市では、被保険者証の返戻実績を集計していないため、被保険者証と同様に普通郵便で送付している納付通知書の返戻実績(約1,200件)を基に考えますと、返戻率は約0.46%となります。

一方、簡易書留で送付している他の政令指定都市の被保険者証の平均返戻率は約4.5%とのことですので、これを基に考えますと、令和元年度の札幌市の場合、約12,000件(約260,000通×4.5%)の返戻が発生するものと推計されます。

このうち、普通郵便から簡易書留で送付することを原則とした場合に返戻が増加すると見込まれる約10,800件(約12,000件—約1,200件)は、普通郵便であれば届いたものと考えられ、簡易書留の配達時に被保険者が不在で受け取れなかったこと等による被保険者の受取漏れが主な要因となるものと推察されます。このため、被保険者証の再送付依頼や未着問合せ、再送付の事務処理といった業務の増加が懸念されます。

なお、上述の数値は被保険者証のみのものであり、後期高齢者医療被保険者 証も簡易書留で送付すれば、更に返戻数が増えることが見込まれます。

また、上記(6)にあるとおり、簡易書留で送付することを原則とした場合、国民健康保険・後期高齢者医療制度における事務費(郵送費用)が増加することになります。

(9) 被保険者証の送付方法に関する市の見解について

市では、平成 16 年の被保険者証の盗難事件を踏まえた希望制による簡易書留送付対応の導入後は、送付方法の変更について特段の検討は行っておりませんが、上記(8)にあるとおり、業務量や郵送費用の増加といった観点から、全ての被保険者に簡易書留で送付することを原則とすることは非常に難しい状況であり、今後も簡易書留での送付をご希望する方以外には、普通郵便で送付する対応を継続する予定です。

オンブズマンの判断(要約)

(1) 市の回答について

オンブズマンとしても、本人が住民票上の住所に居住していることを確認するということを目的として被保険者証を郵送で交付することには合理性があると思います。その上で、普通郵便で送付する理由について、市は、我が国の郵便事情からは一般的に安全に配達されていること、被保険者の中には、日中不在で郵便物を受け取ることが困難であることから、普通郵便での送付を希望する方が多くいること、また、簡易書留で送付することには多額の費用がかか

ることを挙げています。

また、希望者に対しては簡易書留による送付がなされ、そのことは、区役所の保険年金課の窓口に掲示され、「広報さっぽろ」や「国保加入者の手引き」等で周知されています。加えて、簡易書留で送付した場合に予想される平均返戻率は約4.5%であるため約12,000件の返戻が発生すること、また、後期高齢者医療被保険者証を含めると、郵送費が約1億6千万円増加することが課題とされています。そのため、市は、簡易書留による送付を原則とすることは非常に難しいと結論づけています。しかも、万一本人に届かなかった場合には、再交付の手続のほか、被保険者証の効力を無効にするための無効告示を行うという制度も整備されているとしています。

なお、市の回答によると、未着の問合せ件数は、平成 28 年度は 481 件、平成 29 年度は 357 件、平成 30 年度は 496 件、令和元年度(令和元年 11 月 13 日現在)は 378 件とのことです。

また、市からは、令和元年度、被保険者証を 260,512 通送付し、そのうち簡易書留で送付した被保険者証は 5,626 通であったことが回答されています。

(2) 他都市へのアンケート結果について

オンブズマンは、本件発意調査にあたり、被保険者証の交付状況について、 他都市の状況を把握する必要があると考えました。

市によりますと、政令指定都市は20市あるところ、普通郵便による送付を原則としている都市が札幌市を含めて9市、簡易書留による送付を原則としている都市が10市、特定記録付郵便による送付を原則としている都市が1市とのことでした。

そこで、オンブズマンは、札幌市及び特定記録付郵便による送付を原則としている都市を除く政令指定都市 18 市にアンケート調査を実施し、そのうち 16 市から回答を得ました。

ア 普通郵便による送付を原則としている市の状況について

アンケート調査に対する回答によりますと、普通郵便による送付を原則としている市においても、本人等からの申出によって簡易書留を用いているとの回答が6市あり、そのうちの1市は、簡易書留のほか、特定記録付郵便も用いているとのことでした。

普通郵便以外の方法で送付できることを、市の広報誌やホームページ、チラシ等で周知していることは概ね共通していました。

また、被保険者証が届かないという申出の件数については、集計していない市もありましたが、数十件から千件程度と一定数あり、送付数に対する割合はいずれの市も1%未満でした。

普通郵便により送付する場合の課題については、未着の可能性のほか、第 三者の手元に渡り、悪用される可能性があるとしながらも、簡易書留による 送付を原則とすると、費用が1件あたり320円高くなること、また、返戻件 数が増えることにより、被保険者証の再送付依頼や未着問合せなどの業務が 増大することなどから、普通郵便による送付を簡易書留など他の方法に変更 することは検討していないようです。

イ 簡易書留による送付を原則としている市の状況について

簡易書留による送付を原則としている市においては、代替の方法として 普通郵便を用いている市や、窓口交付を行っている市がありました。

簡易書留による送付を導入した経緯については不明と回答した市が多かったものの、やはり普通郵便で送付した被保険者証が第三者の手元に渡り悪用されることなどが導入の理由とされ、犯罪を未然に防止することが主眼のようです。

また、簡易書留が返戻される件数は、集計していない市もありましたが、数百件から1万数千件との回答がなされ、多いところでは約7.2%の返戻率でした。

簡易書留により送付する場合の課題としては、郵送費用の増加と返戻された場合の再送に伴う職員の業務量の増加としている市が多く、その課題への対策としては、郵送費用の増加については、区内特別割等の割引制度を可能な限り利用し、郵送費用の削減に努める、返戻された際の業務量の増加については、郵便局と協議し、不在時の郵便物の留置期間を延長し、なるべく郵便局側で受け取ってもらうことで返戻を減らすようにしている、受取りがなされず返戻された場合は、簡易書留による再送付ではなく、受取勧奨のハガキを送付して窓口での交付としている等の工夫をしているようです。また、郵便局への持込みから返戻後の再発送までの一連の作業を業務委託し、委託業者にて一括で行うことができないかを検討している市もありました。

市の回答及びアンケート調査による他都市の回答を検討しますと、問題点や 課題はほぼ共通しています。普通郵便による送付を原則としている市は、簡易 書留にすると返戻率が上がり、その対応のために職員の業務量が増加すること、 また、郵送費用が増加することを問題視しています。他方、簡易書留による送 付を原則としている市は、簡易書留による様々な課題を踏まえつつも、やはり 本人の手元に被保険者証が届かず、第三者が悪用する危険を防止することを重 視しているように思われます。

(3) 第三者による悪用の危険性について

市の回答によりますと、簡易書留で送付した場合、他の政令指定都市の平均返戻率からすると、令和元年度の場合、約12,000件の返戻が発生するものと推計しています。過去4年間の未着の問合せの件数(357件から496件)からすると、大幅に増加することになります。しかし、この件数は、簡易書留の場合は返戻、つまり、被保険者証が市に戻ってくる件数ということになりますが、普通郵便の場合は未着ですので、被保険者本人の手元に届かなかった場合であって、第三者が取得した場合も含まれている件数です。

また、札幌市においては、平成16年に郵便受けから被保険者証が盗まれ、

携帯電話の契約や銀行口座の開設に悪用される事件が発生したことを受け、 平成19年度から、希望者を対象に簡易書留による送付を行うこととし、その 後、第三者による悪用事例は発生していないことに加え、昨今の個人情報の 取扱いや本人確認の厳格化により、顔写真のない被保険者証は、補助書類が ないと携帯電話の契約や銀行口座の開設ができない取扱いとなっているとし ています。したがって、第三者によって悪用されるリスクは低いと評価して いるようです。

第三者による悪用事例が発生した当時と比べると、現在は、市の説明のとおり、携帯電話の契約時や銀行口座の開設時の本人確認が厳格化され、一定のリスク軽減がなされているものと思います。しかし、被保険者証には、氏名や生年月日、住所などの重要な個人情報が記載されています。そのため、一部の消費者金融では、被保険者証で借入れが可能な場合もあると聞き及んでおりますし、本人になりすまして病院などで利用される恐れや、DVD や CD のレンタルショップの入会時の身分証明書として悪用される恐れも皆無ではありません。そもそも、本人の意図と関係なく個人情報が他に流出したり、いたずら被害に遭う恐れすら懸念されます。このように、第三者に被保険者証が取得されて悪用される危険性は完全に払拭されているとは言えない現状にあります。

(4) 配達状況の管理について

令和元年度にオンブズマンが行った、被保険者証が手元に届かないという 苦情申立てに対する市への調査によると、新たな被保険者証を発送する場合、 システムから出力された対象世帯リストと被保険者証原本を読合せにより突 合し、突合済みである場合にはリストに印をつけ、郵便局の集荷に際して、 リストの数と被保険者証を封入した郵便物の数を確認するとのことでした。

また、市の回答にもあるように、我が国の郵便事情からすると、普通郵便による送付であっても、安全に配達されることが多いと思われます。

しかし、普通郵便の場合、市が被保険者証の配達状況を管理できるのは、 郵便物を郵便局に引き渡すまでです。簡易書留は、引受けから配達までの郵 便物の送達過程が記録されるため、郵便物が届かなかった場合には、郵便局 が提供する郵便追跡サービスを利用して配達状況を調べることができます。 また、郵便物を受け取る際は受領印が必要となりますので、確実に相手に配 達されることになります。以上のように、簡易書留による送付の場合は、郵 便物が確実に配達されたか否か、最後まで配達状況を管理することが可能で す。

(5) 国によるあっせんについて

オンブズマンが調査したところ、総務省関東管区行政評価局は、平成17年8月2日付けで関東信越厚生局に対し、被保険者証がより確実に被保険者の手元に届くよう、都、県及び市町村に助言することが必要であるとの改善をあっせんしています。

本件あっせんにあたっては、「市から郵送された被保険者証が届いていない」、「被保険者証などの重要なものは簡易書留や配達記録郵便にするなど、本人に確実に届く方法にできないか」、といった類似の行政相談が複数あったことが契機となり調査がなされています。

埼玉県、東京都、神奈川県及び新潟県内の 128 の保険者 (特別区及び市) に対し、被保険者証の交付実態についてアンケートにより調査し、また、総務省に寄せられた行政に関する苦情等の処理に民間有識者の意見を反映させることにより、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、国民的立場に立った行政苦情救済活動を効果的に推進することを目的として開催している行政苦情救済推進会議にも諮問した結果、被保険者証は金融機関等における本人確認のための書類の一つであり、第三者に悪用される可能性があること、また、個人情報に関する国民の意識の高まりから、被保険者本人の手元に確実に届く方法で交付する必要があるとの結論に至り、本件あっせんがされています。なお、キャッシング機能が付いたクレジットカードは全て配達記録郵便等により送付されていることが参考として挙げられています。

また、総務省九州管区行政評価局も、平成23年12月26日付けで九州厚生局に対し、被保険者証の交付については、被保険者の手元に確実に届く方法を検討することについて、市町村に助言を行うようあっせんを行っています。

(6) 職員の業務量及び郵送費用の増加について

市の回答によりますと、被保険者証の送付方法を簡易書留を原則にすると、約12,000件の返戻が発生すると見込まれ、郵送費も約1億6千万円増加すると説明しており、(2)で述べたとおり、簡易書留による送付を原則としている市においても、この点は課題とされています。

郵送費用は市民の税金から賄われることになりますので、費用の増加については確かに無視することはできません。令和 2 年 3 月 1 日現在の札幌市の人口は約 196 万人ですので、1 人当たり約 82 円強の負担増となります(1 億 6 千万円÷196 万人)。また、令和 2 年度の一般会計の当初予算案は 1 兆 295 億円ですので、予算に占める割合は約 0.016%です。いずれにしても、決して少ない金額ではありません。

費用面の課題についての対策としては、簡易書留による送付を原則としている市においては、アンケート結果にもありましたが、郵便局と協議の上で、返戻された書留郵便を留め置く期間を長くしたり、再送せずハガキで窓口交付を促したりして、業務の負担や費用の軽減について対策を取っていることがわかり、参考になるものと思います。

(7) 結論

オンブズマンとしては、市の回答にあるように、簡易書留による送付を原 則とすると返戻数が増大し、その対応のための業務量が増加すること、郵送 費用が増加するといった課題や問題点は認めつつも、やはり被保険者証は個 人情報が記載されていることを重視すべきではないかと思います。すなわち、 身分証明にもなり得る重要な書類であること、第三者の手に渡ると悪用され る危険性が払拭されていないこと、個人情報保護を国民も重視するようにな ってきていることなどから、簡易書留を含む配達状況の管理が可能な方法に よる送付を原則とすることを改めて検討すべきではないかと思います。

また、総務省関東管区行政評価局及び九州管区行政評価局も、被保険者の 手元に確実に届く方法による交付が必要と結論づけていますので、少なくと も配達状況が記録される特定記録付郵便によることも検討する必要があるよ うに思います。実際に特定記録付郵便による送付を原則としている市は、(2) で述べたように、1 市ありました。

なお、現状でも希望者に対しては簡易書留で送付しており、その旨窓口に おける掲示物やホームページ等で周知もしているとのことです。

ただ、令和元年度にオンブズマンに寄せられた苦情申立てにおいて、いずれの申立人も、希望すれば簡易書留で送付されることを知らなかったようであり、市民に対し、十分に周知がなされてはいないように思われます。オンブズマンが行った調査のうちの1件における市の回答によりますと、普通郵便と簡易書留のどちらを希望するかについては、加入手続の際、職員が「国民健康保険の加入手続きについて」という文書を用いて口頭で確認するのみであり、直接、本人が書面の選択肢に印を付けるような方法は取られていないということでした。これに対し、この案件の担当オンブズマンは、被保険者が普通郵便と簡易書留のそれぞれのメリット・デメリットを理解した上で郵送方法を選択する機会が与えられることが必要であるとして、市に対し、どちらの郵送方法を選択するかについて、被保険者自身に選択肢に印をつけていただくなど、被保険者の意思を明確に確認できる方法を導入することを検討してほしいと要望しております。今回、調査した結果を踏まえますと、やはり同様に思います。

以上のことから、オンブズマンとしては、被保険者証の郵送による交付方法について、費用面や業務量の課題はあろうかと思いますが、これらの課題に対する各市の対策も参考にされながら、少なくとも簡易書留や特定記録付郵便など、配達状況が記録される方法を原則とすることについて、改めて検討していただきたいと思います。

また、それが困難であるならば、希望すれば普通郵便ではなく簡易書留を選択できることについて、被保険者自身が、それぞれのメリットとデメリットをしっかりと認識・理解した上で、いずれかの郵送方法を選択し、それを表明することができるよう、より適切な周知方法や届出の受付方法などを検討していただきたいと思います。

(調査結果通知:令和2年4月)

Ⅳ 制度の概要等

1 札幌市オンブズマン制度の概要

(1) 制度導入の背景

オンブズマン制度は、複雑化する社会状況に対応した透明性の高い行政運営を行 うとともに、市民と行政が一体となったまちづくりを進めていくため、札幌市オン ブズマン条例に基づき、平成13年3月に発足しました。

また、平成19年4月に施行された札幌市自治基本条例においても、公正で信頼 の置ける行政運営を確保するための制度として位置づけられています。

※ 「オンブズマン」という言葉は、スウェーデン語の「ombudsman (代理人)」がもとになっています。

(2) オンブズマンの役割

- ① オンブズマンは、市の業務に関する苦情を公正に調査し、中立な立場で判断します。
- ② 市政に関することを、自ら取り上げて調査します(発意調査)。

(3) 苦情申立ての対象となるもの

オンブズマンが管轄するのは、市の機関の業務執行に関する事項及び当該業務に 関する職員の行為に関することで、本人に利害関係があり、その事実のあった日か ら1年以内のものです。

例えば、「税金の使い方などの市政に対する提言や要望に関すること」などは、 直接的・具体的な利害関係がないため調査できません。

(4) 苦情申立てとして扱えないもの

次の申立ては、オンブズマンの所轄事項から除かれているため取り扱えません。

- ① 判決、裁決等により係争中又は確定した権利関係に関すること
- ② 監査委員が監査を実施していること
- ③ 議会に関すること
- ④ オンブズマンの行為に関すること
- ⑤ 子どもの権利救済委員に救済を申し立てたこと及び同委員の行為に関すること

(5) オンブズマンの組織等

① オンブズマン

オンブズマンは、人格が高潔で、行政に関し優れた識見を有する者のうちから、 議会の同意を得て市長が委嘱します。オンブズマンは、次のとおりです。

房 川 樹 芳(弁護士)

八木橋 眞規子(民事調停委員)

原 俊 彦 (大学名誉教授)

2 任期

オンブズマンの任期は2年で、1期に限り再任されることができます。

③ その他のスタッフ

オンブズマンの調査を補佐するため、専門調査員3名が民間から就任しています。また、制度を運営するオンブズマン事務局に、市職員4名と受付を担当する相談員2名が配置されています。

(6) 苦情申立ての方法

申立ては、本人(代理人も可)が、住所、氏名及び苦情の内容等を記載した書面により行うことになります。持参のほか、郵送やFAX、ホームページからも申立てができます。

苦情申立書は、リーフレットとともにオンブズマン室、市民の声を聞く課、各区 役所(広聴係)等に備えてありますが、必要事項の記載があれば、所定の様式以外 でも申し立てることができます。

制度利用に要する費用は無料です。

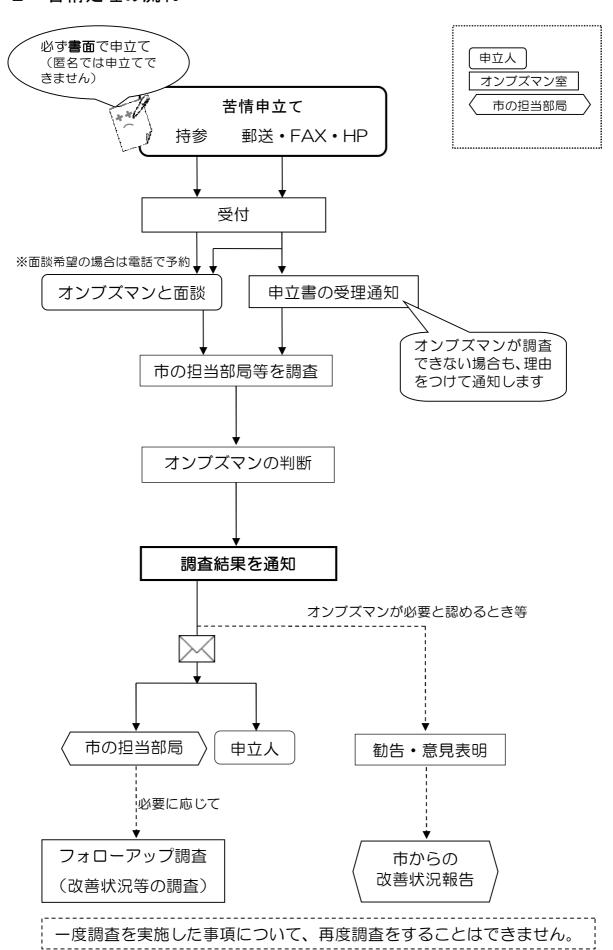
(7) 調査結果の通知

市の関係機関への事情聴取や法令等の検討を行い、オンブズマンの調査結果としてまとめたものを、申立人及び市の関係機関に対して文書で通知します(申立てから調査結果の通知までは通常、おおよそ1か月から1か月半程度かかります)。

(8) 活動状況の報告・公表

オンブズマンの活動状況は、毎年、市長と議会に報告するとともに公表します。

2 苦情処理の流れ



3 札幌市オンブズマン制度のあゆみ

平成12年 7月	「オンブズマンを考えるシンポジウム」を北大と共催
同 8月 ~10月	「オンブズマン市民セミナー」開催。電子会議室「私たちが考えるオンブズマン制度」を開設。市民セミナー参加者が札幌市に提言書を提出
同 12月	平成12年第4回定例市議会において全会一致で札幌市オンブズマン条例を制定(平成13年3月1日施行)
平成13年 3月	札幌市オンブズマン室開設(場所:オーク札幌ビル)
同 11月	全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会に加入
同	勧告第1号(道路幅員の確定について)
平成16年 12月	札幌市オンブズマンに関する市民アンケート調査実施
平成18年 4月	夜間オンブズマン開始(条例附則に基づく見直し措置)
同	オンブズマン事務局が機構上総務局に編入
平成19年 4月	札幌市自治基本条例施行(公正で信頼の置ける行政運営 の確保に向けてオンブズマンを置くことを改めて規定)
同 5月	オンブズマン室が市役所本庁舎15階に移転
平成21年 4月	札幌市オンブズマン条例の一部改正(「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」制定により「子どもの権利救済委員」が設置されたことに伴い、相互の関係を規定したもの)
同 6月	勧告第2号(証明等手数料条例とその運用の不整合な状態の解消について)
平成23年 6月	制度発足10周年を記念し、活動報告書(10周年特集号) を発行
平成28年 6月	オンブズマン室が市役所本庁舎11階に移転
平成29年 11月	累計の苦情申立て件数が、2,000件を超える

4 歴代オンブズマン

氏	名	職業等(就任時)	任	期
ひろ おか 廣 岡	とくいちろう 得一郎	弁護士	平成 15 年 3 月	1日~15年2月28日 1日~17年2月28日
		代表オンブズマン:	平成 13 年 3 月 1	日~17年2月28日
_{なが} い 長 井	^{けい} こ 敬 子	札幌地方・簡易裁判 所民事調停委員 人権擁護委員		1日~15年2月28日 1日~17年2月28日
み たに 三 谷	to # 鉄 夫	北海道大学名誉教 授	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1日~14年2月28日 1日~16年2月29日
t とう 佐 藤	じょう じ 譲 治	元会社役員	平成 18 年 3 月	1日~18年2月28日 1日~20年2月29日
		代表オンブズマン: 3	!	
ぶん せん 文 仙	しゅん いち 俊 一	弁護士	平成 19 年 3 月	1 日~19 年 2 月 28 日 1 日~21 年 2 月 28 日
		代表オンブズマン: 3	平成 20 年 3 月 1	日~21年2月28日
^{すぎの め} 杉野目	やす こ 康 子	翻訳家 元北海道教育委員		1 日~19 年 2 月 28 日 1 日~21 年 2 月 28 日
_{まえ} の 前 野	まさ あき 正 明	元会社役員		1日~22年2月28日 1日~24年2月29日
		代表オンブズマン:	平成 21 年 3 月 1	日~23年2月28日
いわ もと 岩 本	かつ ひこ 勝 彦	弁護士		1 日~23 年 2 月 28 日 1 日~25 年 2 月 28 日
		代表オンブズマン:	平成 23 年 3 月 1	日~25年2月28日
いの うえ 井 上	でろ 宏 子	消費生活アドバイ ザー		1日~23年2月28日 1日~25年2月28日
あい ざわ 相 澤	Lif あき 重 明	札幌家庭裁判所家 事調停委員	, , , ,	1日~26年2月28日 1日~28年2月29日
		代表オンブズマン:	平成 25 年 3 月 1	日~27年2月28日
。 み き 三 木	まさ とし 正 俊	弁護士		1 日~27 年 2 月 28 日 1 日~29 年 2 月 28 日
		代表オンブズマン:	平成 27 年 3 月 1	日~平成 29 年 2 月 28 日
sl だ 吉 田	かょこ かよ子	北星学園大学教授	平成 25 年 3 月	1日~27年2月28日
いわ た 岩 田	** 子 雅 子	札幌地方·簡易裁判 所民事調停委員	. , ,	1日~平成 29年2月28日 1日~平成31年2月28日
すぎ おか 杉 岡	なお と 直 人	北星学園大学教授		1日~平成 30年 2月 28日 1日~令和 2年 2月 29日
	· 	代表オンブズマン:	平成 29 年 3 月 1	日~平成 31 年 2 月 28 日
sさ がわ 房 川	e sl 樹 芳	弁護士	平成 29 年 3 月 平成 31 年 3 月	1日~平成 31 年 2月 28日 1日~
,,,, ,,,		代表オンブズマン: 3	平成 31 年 3 月 1	日~

氏	名	職業等(就任時)	任 期
やぎはし	^{まきこ}	札幌地方・簡易裁判	平成 31 年 3 月 1 日~
八木橋	眞規子	所民事調停委員	
^{はら}	とし ひこ	札幌市立大学名誉	令和2年3月1日~
原	俊 彦	教授	

5 札幌市オンブズマン条例

平成 12 年 12 月 12 日札幌市条例第 53 号

(最終改正:平成20年11月7日札幌市条例第36号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、札幌市オンブズマンの組織、職務等に関し必要な事項を定めることにより、 市民の権利利益を擁護し、並びに市政を監視し、及び市政の改善を図り、もって開かれた市政 の推進、市民の市政に対する理解と信頼の確保及び市民の意向が的確に反映された市政運営に 資することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、札幌市オンブズマン(以下「オンブズマン」という。)を置く。

(所轄事項)

- 第3条 オンブズマンの所轄事項は、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為であって、次に掲げる事項に該当しないもの(以下「市の業務」という。)とする。
 - (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
 - (2) 判決、裁決等を求め現に係争中の事項又は監査委員が請求に基づき現に監査を実施している事項
 - (3) 議会に関する事項
 - (4) 職員の自己の勤務内容に関する事項
 - (5) 札幌市子どもの権利救済委員に救済を申し立てた事項
 - (6) オンブズマン又は札幌市子どもの権利救済委員の行為に関する事項

(オンブズマンの職務)

- 第4条 オンブズマンの職務は、次のとおりとする。
 - (1) 市の業務に関する苦情の申立てを受け付け、簡易迅速に処理すること。
 - (2) 常に市政を監視し、自己の発意に基づき、市の業務に関し事案を取り上げ調査すること。

- (3) 市の業務に関し、是正等の措置を講ずるよう勧告し、及び制度の改善を求める意見を表明すること。
- (4) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。

第2章 責務

(オンブズマンの責務)

- 第5条 オンブズマンは、公正かつ適正にその職務を遂行しなければならない。
- 2 オンブズマンは、その職務の遂行に当たり、市民の権利利益を擁護し、並びに市政を監視し、 及び市政の改善を図る他の諸制度と有機的な連携を図ることなどにより、その役割を効果的に 果たすよう努めなければならない。
- 3 オンブズマンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。 (市の機関の責務)
- 第6条 市の機関は、オンブズマンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極 的な協力援助に努めなければならない。

(市民等の責務)

第7条 市民その他この制度を利用するものは、この条例の目的を達成するため、この制度の適 正かつ円滑な運営に協力しなければならない。

第3章 オンブズマンの組織等

(オンブズマンの定数、任期等)

- 第8条 オンブズマンの定数は、3人とする。
- 2 オンブズマンは、人格が高潔で、行政に関し優れた識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、市長が委嘱する。
- 3 オンブズマンの任期は2年とし、1期に限り再任されることができる。

(兼職等の禁止)

- 第9条 オンブズマンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは 長又は政党その他の政治団体の役員を兼ねることができない。
- 2 オンブズマンは、市と特別の利害関係を有する法人その他の団体の役員を兼ねることができない。

(秘密を守る義務)

第10条 オンブズマンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、 同様とする。

(解嘱)

第11条 市長は、オンブズマンが心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は オンブズマンに職務上の義務違反その他オンブズマンたるに適しない非行があると認めるとき は、議会の同意を得て解嘱することができる。

- 2 オンブズマンは、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解嘱されることがない。 (代表オンブズマン)
- 第12条 オンブズマンのうち1人を代表オンブズマンとし、オンブズマンの互選によってこれ を定める。
- 2 代表オンブズマンは、オンブズマンに関する庶務を処理する。
- 3 代表オンブズマンに事故があるとき、又は代表オンブズマンが欠けたときは、あらかじめ代表オンブズマンが定めるオンブズマンがその職務を代理する。

(オンブズマン会議)

- 第13条 次に掲げる事項を協議するため、オンブズマン会議を設ける。
- (1) オンブズマンの職務執行の一般方針に関すること。
- (2) 活動状況の報告に関すること。
- (3) その他オンブズマンの協議により必要と認める事項
- 2 オンブズマン会議は、代表オンブズマンが招集する。
- 3 前項に定めるもののほか、オンブズマン会議の運営に関し必要な事項は、代表オンブズマン がオンブズマン会議に諮って定める。

第4章 苦情の処理等

(苦情の申立て)

- 第14条 何人も、オンブズマンに対し、市の業務について苦情を申し立てることができる。 (苦情の申立手続)
- 第15条 前条の規定による苦情の申立て(以下「申立て」という。)は、次に掲げる事項を記載 した書面により行わなければならない。ただし、オンブズマンが当該書面によることができな い特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表 者の氏名)
 - (2) 申立ての趣旨及び理由並びに申立ての原因となる事実のあった年月日
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(調査対象外事項)

- 第16条 オンブズマンは、申立てが、オンブズマンの所轄事項でないもののほか、次の各号のいずれかに該当するものであると認めるときは、当該申立てに係る苦情について調査しない。
 - (1) 申立てを行ったもの(以下「苦情申立人」という。)が、申立ての原因となった事実についての利害を有しないとき。
 - (2) 申立ての原因となった事実のあった日から1年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
 - (3) 虚偽その他正当な理由がないとき。
- 2 オンブズマンは、申立てがオンブズマンの所轄事項であって、かつ、前項各号に該当しない 場合においても、調査することが相当でない特別の事情があると認めるときは、当該申立てに 係る苦情について調査しないことができる。

(調査の開始・非開始に係る通知)

- 第17条 オンブズマンは、前条の規定により苦情を調査しないときは、苦情申立人に対し、理由を付してその旨を速やかに通知しなければならない。
- 2 オンブズマンは、申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案(以下「苦情等」 という。)について調査を開始するときは、関係する市の機関に対し、その旨を通知しなけれ ばならない。

(調査の中止)

- 第18条 オンブズマンは、苦情等について調査を開始した場合においても、調査を続けること が相当でない特別の事情があると認めるときは、調査を中止することができる。
- 2 オンブズマンは、前項の規定により苦情等の調査を中止したときは、次の各号に掲げる苦情等の区分に応じ、当該各号に掲げるものに対し、理由を付してその旨を速やかに通知しなければならない。
 - (1) 申立てに係るもの 苦情申立人及び前条第2項の規定により通知した市の機関(以下「調査対象機関」という。)
 - (2) オンブズマンの発意に基づくもの 調査対象機関

(調査の方法)

- 第19条 オンブズマンは、苦情等の調査のため必要があると認めるときは、調査対象機関に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は 実地に調査することができる。
- 2 オンブズマンは、苦情等の調査のため必要があると認めるときは、関係人又は関係機関に対し、質問し、事情を聴取し、又は実地に調査することについて協力を求めることができる。
- 3 オンブズマンは、専門的又は技術的な事項について、特に必要があると認めるときは、専門的機関に対し、調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。

(出資団体等の調査への協力)

第20条 市が出資又は補助その他の財政的援助を行っている団体であって規則で定めるもの及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、前条第2項の規定による調査について、協力するよう努めるものとする。

(調査結果に係る通知)

- 第21条 オンブズマンは、苦情等の調査の結果について、次の各号に掲げる苦情等の区分に応 じ、当該各号に掲げるものに対し、速やかに通知しなければならない。
 - (1) 申立てに係るもの 苦情申立人及び調査対象機関
 - (2) オンブズマンの発意に基づくもの 調査対象機関

(勧告及び意見表明)

- 第22条 オンブズマンは、苦情等の調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、当該苦情等に係る市の業務について是正等の措置を講じるよう勧告することができる。
- 2 オンブズマンは、苦情等の調査の結果、その原因が制度そのものに起因すると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求める意見を表明することができる。
- 3 オンブズマンは、申立てに係る苦情について前2項の規定により勧告し、又は意見を表明したときは、苦情申立人に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

(勧告又は意見表明の尊重)

第23条 前条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

(措置の状況の報告)

- 第24条 オンブズマンは、第22条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明をしたときは、当該勧告又は意見表明を受けた市の機関に対し、その是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとする。
- 2 前項の報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、オンブズマンに対し、是正等又は改善の措置の状況について報告するものとする。
- 3 オンブズマンは、申立てに係る苦情について前項の規定による報告があったときは、苦情申立人に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

(勧告等の公表)

- 第25条 オンブズマンは、第22条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による 意見表明をしたとき、又は前条第2項の規定による報告があったときは、その内容を公表する ものとする。
- 2 オンブズマンは、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

第5章 補則

(活動状況の報告)

- 第26条 オンブズマンは、毎年、その活動状況について、市長及び議会に報告するものとする。 (市民との交流)
- 第27条 オンブズマンは、前条の規定によりその活動状況を市長及び議会に報告したときは、 これを公表するものとする。
- 2 オンブズマンは、前項に掲げるもののほか、その活動に関し、積極的に市民に情報を提供するとともに、市民の意向を把握する施策を講じるなど市民との交流に努めるものとする。 (専門調査員)
- 第28条 オンブズマンの職務の遂行を補佐するため、専門調査員を置くことができる。
- 2 専門調査員は、行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 第5条、第9条及び第10条の規定は、専門調査員について準用する。 (委任)
- 第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 (省略)



* お越しの際は公共交通機関をご利用ください *

令和元年度 札幌市オンブズマン活動状況報告書編集・発行 令和2年(2020年)7月 札幌市オンブズマン 札幌市総務局オンブズマン事務局

T060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所11階電話 O11-211-3733

FAX 011-211-3732

http://www.city.sapporo.jp/ombudsman/





www.city.sapporo.jp/ombudsman/

